



○渡部信君 サウ致シマスルト法律上  
ノ根據ナクシテ馬券ヲ賣ツタ、ソレハ  
マア地方長官ノ認可ガアルト云フ御話  
デゴザイマスルガ、何カ法律上ノ根據  
ナクシテ、通説ニ依ル賭博ト認メルモ  
ノヲ公認シタヤウナ恰好ニナリマス  
ガ、サウ云フコトニナリマスデセウカ  
○政府委員(大石倫治君) 此ノ點ハハ  
ツキリ茲テ御答へ申シ兼ネルノデアリ  
マスガ、此ノ類似競馬モ地方長官、所  
謂知事ガ認可ヲ與ヘテ行フモノニアリ  
マシテ、全然開催者ガ何等ノ法規其ノ  
他ヲ無視シテヤツテ居ルト云フヤウナ  
モノデモナインデアリマス、開催届ヲ  
致シ、ソレニ對シテ地方長官ガ認可ヲ  
致ス、又所ニ依リマシテハ賣上金ノ中  
カラ百分ノ五程度位ノ、名前ハドウナ  
ツテ居リマスカ、寄附金ト云フコトニ  
ナツテ居リマスカ、課税ト云フコトニ  
ナツテ居リマスカ、鬼ニ角收入ヲ得テ  
居ルト云フ所モアルヤウデゴザイマス  
○渡部信君 サウ致シマスルト、マア  
法律上ノ根據ナク賭博ヲ公認シタト云  
フ恰好ニナル譯デアリマスルガ、其ノ  
意味カラ申シマシテモ、御話ノ通り早  
ク此ノ法律ヲ制定スルコトハ非常ニ必  
要ナコトカト思ヒマス、殊ニ此ノ前ノ  
御話ニ依レバ、色々收入ノ使ヒ方等モ  
監督ノ方法ガナイト云フ話モアリマシ  
タガ、一部サウ云フ税デハアリマスマ  
イガ、税ノヤウナ名前デ取ツタヤウナ  
所モアルト致シマスト、孰レニ致シマ  
シテモ斯ウ云フヤウナ法律ハ早く通  
ス必要ガ益ミアルヤウニ存ジマスル  
ガ、ソレデ誰方カ仰シヤツタカモ知レ  
マセヌガ、サウ致シマスト、サウ云フ  
賭博ト學說ナリ、判例上認メラレテ居

ルコトヲ學生ヤ未成年者デモ御許ニナルコトヲ御許ニナル、現在ノ競馬法デハ認メテ居ナリム、其ノ御許ニナル、如何ニ自由主義デアリマシテモ未成年者デモ之ヲ御許ニナルト云フ風ニセラレタ御趣旨ハ何處ニアルノアリマスカ

○政府委員(大石倫治君) 其ノ點ハ細則、或ハ施行規則ニ依ツテ制限シ得ル場合ガアルト存ジマス、法律ノ面デハ制限ヲシテ居ラヌノデザイマスカ、此ノ法律ノ施行細則ノ運營等ニ依リマシテ、相當制限、或ハ秩序ノ上ニ、或ハ國民思想ノ上ニ惡影響ノアリト認メラレル場合ニ於キマシテハ、相當制限ヲ加ヘテ取締ヲ致シタイト斯ウ考ヘテ居リマス

○濱部信君 只今ノ點ハ是レ以上ハ議論ニナリマスルカラ一應申上ゲテ置クタニ止メマス、序ニ各條文ノコトデ、例へバ此ノ案ノ七條ニ、現在ノ競馬法ニ依リマスルト、入場料ノ金額等ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケロト云フコトガダザイマスルガ、是ハサウ云フ認可ハ成ルベク減ラスト云フ意味デアリマスカ、入来ツテ居ラヌヤウデゴザイマスガ、入场料其ノ他、現在ノ競馬法ノ七條ニハ、入场料ノ金額トカ勝馬投票券ノ券面金額、其ノ他主務大臣ノ認可ヲ受ケシトナツテ居リマス、是ハ入场料ヲ取ラネバナラナイト云フコトハアリマスガ、其ノ認可ハ要シナイト云フコトニ致シテアリマスガ、サウ云フ認可ヲ經ナクテモ宜シイト云フコトニナサレタ理由ヲチヨツト伺ヒタイ

○政府委員(大石倫治君) 現行競馬法ノ第七條ニ於ケル入场料ノ金額、勝馬投票券ノ券面金額及び發賣方法等ノ認可ニ關スルコトハ、此ノ地方競馬法ニハハツキリト申シテ居リマセバ、大

申體此ノ間モドナタカノ御質問ニ御答  
可ニ常リマシテ、相當サウ云フ點ハ明  
カニ致シテ認可ヲ致スノデゴザイマ  
ス、入場料セ二圓トカニ二圓トカニ三圓トカ  
カ、又馬券モ、法律ニハ十圓以内トアリ  
リマスガ、十四ノ發行スルカ、五圓ヲ  
程度トシテ開催スルカト云フヤウナ、  
開催者ノ認可申告ノ際ニ、サウ云フヤ  
ウナ條件ガ大體明カニセラレルコトニ  
ナリマス。

○渡部信君　今ノ未成年者ノ件トガ、  
ニ是セ細則、施行ノ規則ノ方デ出来  
ル、サウ云フーツノ御考テアリマス  
ガ、是ハ違反シマスト罰則モ作ツテ早  
リマスシ、出來ルナラバ、若シ規定  
ルナラバ、法律ノ方ガ宜クハナイカ  
云フヤウナ感ジガ致シマスルカラ、且  
ハ唯議論ニナリマスルカラ、一應サウ  
云フコトヲ伺ツテ置キマス、ソレカニ  
モウーツ伺ツテ置キタイコトハ、此ト  
十五條ニ色々法令ニ違反シタリ、公禁  
ヲ侵害シタリスルコトハ、次ノ處分ニ  
スルコトガ出來ルト云フコトガアル、  
デアリマスルガ、例ヘバ第一條デ許可  
ヲ受ケテ競馬ヲ行フノニ、許可ガナニ  
ニ拘ラズ競馬ヲ行フト云フヤウニ法律  
ニ違反シタリ、許可ヲ取消サレタリ、  
競馬ノ停止ヲ命ゼラレタリスルト云  
コトガアルノデアリマス、其ノ競馬ヲ  
停止ヲ命ジタニモ拘ラズ、取消サレタ  
ニモ拘ラズ、競馬ヲ行フ、更ニ全然第  
一條ノ許可ヲ得ズシテ競馬ヲ行フト  
フヤウナ場合ニ、此ノ開催者ナリ施行  
者ナリニ罰則ガナイヤウデアリマス  
ガ、サウ云フ規定ニ違反シタ場合ハ即  
則ガナクテ宜シノイデアリマセウカ、  
其ノ點ヲチヨツト伺ヒタイト思ヒマ  
○政府委員(大石倫治君)　第十五條  
一二三四ノ項目ガアリマシテ、是ハ  
都合ガアリマスレバ、「第一條の許可の  
取消」或ハ競馬施行中ニ色々ナル種類

トカ、秩序ヲ素ストカ、其ノ他色々ナコトガアリマスレバ、直チニ停止スルト云フノデアリマスルガ、今御尋ノ許可ヲ得シテ競馬ヲヤツタ場合ニ於ケル制裁ハドウカト云フコトデゴザイマスルガ、第十六條ニ「左の各號の一に該當する者は、三年以下の懲役若しくは五千圓以下の罰金に處し」ト云フモノ中ニ、「第一條の許可を受けないで、優勝馬票を發賣したり、又はこれに類似の行爲をなした」場合ニハ當然罰スルノデアリマス、第十五條第三號ノ「停止又は制限ニ違反シテ優勝馬票ヲ發賣シタ者モ同様デアルト云フヤウナ工合ニ、前條十五條ノ違反者ハ十六條ニ於テ大體罰スルコトニナツテ居リマス

○政府委員(大石倫治君) 仰せノ通リ  
甚ダ此ノ點明確ヲ缺ク嫌ヒガゴザイマス、併シ此ノ提案者ノ考ヘ方デゴザイマシテモ、又私共政府側ト致シテ考ヘ方デゴザイマシテモ、又一旦停止ヲ命ぜラレテモ、リマス、尙競馬ヲヤルト云フコトモアリ得ナイコトダト考ヘテ居リマス、初カラ花競馬ノ事ウナモノデアルトカ、或ハオ祭競馬ノヤウナモノデアリマスルナラバ、是ハ別箇ニ考ヘバナラヌノデアリマスルケレドモ、此ノ法律ノ建前ハ、開催者ハ限定セラレテ居リマシテ、都道府縣ノ馬匹組合聯合會又ハ都道府縣ヲ區域ト致シテ馬匹組合、ソレニ中央團體タル中央馬事會、斯ワ云フ風ニ限定致シテ居リマスルノデ、其ノ他ニ開催府縣ノ馬匹組合聯合會又ハ都道府縣ヲ區域ト致シテ馬匹組合、ソレニ中央團體タル中央馬事會、斯ワ云フヤウナ團體ハ許可ヲ得ナイデ開催ヲスル、或ハ許可ヲ申請致シマシテモ、許可ヲ致サヌノデアリマスルカラ、斯ワ云フヤウナ團體ハ許可ヲ得ナイデ開催ヲスル、或ハ停止ヲ命セラレテヤル、或ハ許可ヲ取消サレテモ競馬ヲヤルト云フヤウナコトハアリ得ナイコト考ヘテ居ルノデアリマスルカラ、是テ運用ガ付クデナイカト思ウテ居リマス

ナイノデゴザイマセウカ、是カラ先ハ  
議論ニナリマスガ、書イテナイ理由ダ  
ケハ是ハアリ得ナイ、アリ得ナイカラ  
書イテナイ、斯ウ云フ御話デゴザイマ  
スネ、只今ノハ、ソレデ競馬法ニハ極  
ク輕イヤウデゴザイマスガ、罰則ノ規  
定モアルヤウデゴザイマスノデ、ソレ  
ダケヲチヨツト御参考ニ申上ゲテ置キ  
マス

ノア、議院提案デゴザイマスルカラ、矢張リ 政府ノ現法律ニ於キマスル如キ、周到ヲ缺イタ點ガナイトモ限りマヌカラ、ソレハ適當ナル機會ニ於テサウ云フ缺陷ヲ補フコトニ致シタイト思ヒマス

ノハ御尤モデアリマス、現行法ノ目的ト地方競馬法ノ目的トハ、共通點ハ確カニゴザイマス、併シ御話ノ如ク又ガ先般御説明ヲ申シマシタ如クニ、實質ニ於キマシテハ非常ニ違ツテ居ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマスガ、只今ノ御説ノ輕イ馬、所謂輕種ヲ主トシテ居リマスル公認競馬ト、中間種或ハ中間重種ト名前ヲ付ケテ宜シイカぞ知

コトハ、開催ニ關スル關係ニ於キマシテ、ハツキリト之ヲ區別スルコトハ、出來ルノデゴザイマス、又實體ニ於キマシテハ、競馬法ニ於ケル公認競馬ハ一ツノ中央團體ガ全國ニ於テ開催致ス、地方競馬ハ其ノ一ツノ團體ガ、一箇所ノ競馬ヲ開催スルト、唯例外トシテ北海道ノ聯合會ハ三箇所ヲ開催スルト云フ、斯ウ云フ風ニ限定サレ

○政府委員(大石倫治君) サウ云フ場合ニ於キマシテハ、矢張リ此ノ第十七條ノ開催執務委員ト云フモノハサウ云フヤウニ開催者ヲ含シ居ルト云フコトガ出來ルト思シテ居リマス、又サウ云フ場合ハ開催若シクハ多衆ノ威力ヲ以テ行ハムトスルヤウナ不法行爲ト看做シテ居リマシテ相當罰シ得ルコトト存ジテ居ルノデアリマス、此ノ條文ノハツキリシタモノヲ申シテ居リマセヌゲレドモ、開催者若シクハ競馬關係者ガサウ云フヤウナ不法ナ無理ナ行爲ヲ致ス場合ニ於テハ之ヲ取扱ル、或ハ罰スルヤウナコトハ此ノ法律ニ於テハ含マレテ居ルト考ヘテ居リマス

○渢部信君 只今御話ノ十七條ハ開催執務委員ニ對シテ罰スル犯罪デアリマシテ、開催執務委員ガ暴行脅迫ヲ加ヘルノデハナクテ、開催執務委員ニ對シテ暴行脅迫ヲ加ヘルト云フコトデアルト、少シ御話ト違フヤウデゴザイマス

○政府委員(大石倫治君) ア、サウデス、御話ノ御意見ハ此ノ法律執行三方法シテ能ク注意ヲ致シマシテ、萬一ザウ云フ缺陷ガ生ズル處ガアルモノガアリマス場合ニ於テハ、ソレニ處スル改正ヲ又致ス機會ガアルコトト存ジマス、尙大體ハ政府提案デゴザイマセヌ

ノア、議院提案デゴザイマスルカラ、矢張リ 政府ノ現法律ニ於キマスル如キ、周到ヲ缺イタ點ガナイトモ限りマヌカラ、ソレハ適當ナル機會ニ於テサウ云フ缺陷ヲ補フコトニ致シタイト思ヒマス

ノハ御尤モデアリマス、現行法ノ目的ト地方競馬法ノ目的トハ、共通點ハ確カニゴザイマス、併シ御話ノ如ク又ガ先般御説明ヲ申シマシタ如クニ、實質ニ於キマシテハ非常ニ違ツテ居ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマスガ、只今ノ御説ノ輕イ馬、所謂輕種ヲ主トシテ居リマスル公認競馬ト、中間種或ハ中間重種ト名前ヲ付ケテ宜シイカぞ知

コトハ、開催ニ關スル關係ニ於キマシテ、ハツキリト之ヲ區別スルコトハ、出來ルノデゴザイマス、又實體ニ於キマシテハ、競馬法ニ於ケル公認競馬ハ一ツノ中央團體ガ全國ニ於テ開催致ス、地方競馬ハ其ノ一ツノ團體ガ、一箇所ノ競馬ヲ開催スルト、唯例外トシテ北海道ノ聯合會ハ三箇所ヲ開催スルト云フ、斯ウ云フ風ニ限定サレ

ノア、議院提案デヲザイマスルカラ、サウ云フ缺陷ヲ補フコトニ致シタトイマス  
思ヒマス  
○渡部信君 今一ツ、先日カラ本案ニ依ル競馬ト、競馬法ニ依ル競馬ト主體ニ  
ガ達フコトハ明瞭デアリマスガ、目的  
ガ達フト云フコトハ伺ヒマシタガ、ド  
ウモ競馬法ヲ見マシテモ、此ノ案ヲ見  
マシテモ其ノ目的ガ達フ所ガハツキリ  
致シテ居リマセス、競馬法ハ日本競馬  
會ガヤリ、競馬會ハ馬ノ改良、増殖、  
馬事思想ノ普及ト云フコトヲ目的トシ  
テヤルノダ、此ノ競馬法ハ馬事ノ振興  
ヲ圖ル爲ニヤルノダ、此ノ馬事ノ振興  
ヲ圖ルト云フコトハ、初メカラ御説明  
ヲ戴キマシタヤウニ、目的ガ達フコト  
ガハツキリシテ居ルカドウカ、私ハ素  
人デ分リ兼ネマスガ、勤モスレバ地方  
競馬モ競馬専門ノ競馬ニラヌ迄モ、  
ソレニ近イ弊害ガ起ルノデヤナイカト  
思ヒマスガ、折角目的ガ達フトスレバ  
何カ農耕馬ナリ、輓馬ナリ、所謂役馬  
ヲ主トスルト云フヤウナ意味ノコト  
ガ、法律ニ現レレバ大變宜イデヤナイ  
カト思ヒマス、役馬ノ方ト輕イ「サラ  
ブレット」ヤ「アラブ」デナイン、本當ノ  
重イ物ヲ輓ク方ノ馬ノ振興ヲ圖ルト云  
フコトガ、法文ニ現レテ居レバ宜シヨ  
ト思ヒマスガ、是ガ書イタ目的ガ達フ  
ト云フ所ガハツキリ致シマセヌノデ、  
是レ以上條文ヲ御改ニナル意思ハナ  
イデアリマセウカ、其ノ點ダケヲ伺ヒ  
タイ

ノハ御尤モデアリマス、現行法ノ目的ト地方競馬法ノ目的トハ、共通點ハ確カニゴザイマス、併シ御話ノ如ク又ガ先般御説明ヲ申シマシタ如クニ、實質ニ於キマシテハ非常ニ遠ツテ居ルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマスガ、只今ノ御説ノ輕イ馬、所謂輕種ヲ主トシテ居リマスル公認競馬ト、中間種或ハ中間重種ト名前ヲ付ケテ宜シイカモ知ズ、尚ニヨリ重種ト宣ヘン

コトハ、開催ニ關スル關係ニ於キマシテ、ハツキリト之ヲ區別スルコトハ、出來ルノデゴザイマス、又實體ニ於キマシテハ、競馬法ニ於ケル公認競馬ハ一ツノ中央團體ガ全國ニ於テ開催致ス、地方競馬ハ其ノ一ツノ團體ガ、一箇所ノ競馬ヲ開催スルト、唯例外トシテ北海道ノ聯合會ハ三箇所ヲ開催スルト云フ、斯ウ云フ風ニ限定サレ

ト地方競馬法ノ目的トハ、共通點ハ確  
カニゴザイマス、併シ御話ノ如ク又私  
ガ先般御説明ヲ申シマシタ如クニ、實  
質ニ於キマシテハ非常ニ遠ツテ居ルト  
云フコトヲ申上ゲタノデアリマスガ、  
只今ノ御説ノ輕イ馬、所謂輕種ヲ主ト  
シテ居リマスル公認競馬ト、中間種或ハ  
中間重種ト名前ヲ付ケテ宜シイカモ知  
レヌガ、稍ニ中間種ニ重イ血ヲ入レマ  
シタ馬ノ出場競走ハ、此ノ地方競馬ニ  
於テヤリマスノデ、一方ハ輕種ヲ主ト  
致シマスル競馬ハ、馬ノ原原種ヲ作ル  
爲ノ能力ノ検定デアリ、鍛錬デアリ、  
一面又馬ノ育成ニナルノデアリマス、  
地方競馬ハ多數ノ農村所在ノ馬、或ハ  
農耕馬ト輓馬ト云フヤウナ、サウ云フ  
ヤウナモノヲ主ト致シテ居リマスルノ  
デ、一面ニ於テ輓馬ノ繁殖種牝馬ヲ主ト  
致ス番組モゴザイマセウシ、輓馬ノ輓  
曳ヲ主ト致ス場合モゴザイマセウシ、  
農耕使役ニ適スルヤウナ場合モアルト  
存ジマシテ、サウ云フ種類ノ限定ハ、  
法律ニ於テ規定致スト云フコトハ、從  
來ドウシテモ困難デゴザイマシテ、是  
ハ大體細則及ビ競馬ノ出場番組等ノ場  
合ニ於テハツキリト、血量モ輕種ハ「サ  
ラブレット」トカ、「アラブ」トカ、「ア  
ングロアラブ」ノヤウナ場合ニ於キマ  
シテハ、「サラブレット」ノ血ガドノ位、  
「アラブ」ノ血ガドノ位ト云フヤウナ、  
番組編成ニ當リマシテ、サウ云フモノ  
ハハツキリト決定致シマシテ、從ツテ  
地方競馬ニ對スル中間種デアリマシテ  
モ、「サラブレット」ノ血ガ幾ラ以上入  
ツテハナラナイ、或ハ輕種ノ血量ガ是  
以上入ツタモノハ、此ノ番組ニ馳セル  
コトハ出來ナイ、或ハ重種ガドノ程度  
中間種ノ血量ガドノ程度ト云フヤウナ

コトハ、開催ニ關スル關係ニ於キマシテ、ハツキリト之ヲ區別スルコトハ、出來ルノデゴザイマス、又實體ニ於キマシテハ、競馬法ニ於ケル公認競馬ハ一ツノ中央團體ガ全國ニ於テ開催致ス、地方競馬ハ其ノ一ツノ團體ガ、一箇所ノ競馬ヲ開催スルト、唯例外トシテ北海道ノ聯合會ハ三箇所ヲ開催スルト云フ、斯ウ云フ風ニ限定サレ

シテモ、公然ノ憲口ガ餘除リ制限ガ致サ  
イ、二十枚貰ヒタイト、ケレドモ一人  
一枚ト限ラレテ居リマスルノデ、矢張  
リ呑屋ニ依シテ多數ノ勝負ヲ致シテ居  
ルト云フノガ、今迄一番行ハレテ居ル  
ノデゴザイマス、又一方呑屋ハ其ノ手  
數料ヲカケナインデヤレル、幾ラカデモ  
配當ガ多クナルト云ファウナ考へ方等  
カラ、此ノ呑屋ガ利用セラレ、呑屋ガ  
繁昌シテ居ツタノデアリマス、サウ云  
フ類似行爲ヲ、馬券ヲ賣買ヲ致スト云  
ファウナ類似行爲ヲ致シタ者ヲ罰シヨ  
ウトスウ云フモノデゴザイマス  
○有馬忠三郎君 呑屋ガ賣ルタツテ矢  
張リ發賣デヤナイデスカ  
○政府委員(大石倫治君) 呑屋ハ發賣  
デハアリマセス、ソレハ何等ノ認可、  
許可ヲ受ケナイデ居テ馬券ヲ内緒テ契  
約スルノデアリマス、内緒デ場内ニ居  
ツテ、今度ノ馬ニ對シテ勝負ヲスルノ  
ナラ千圓渡ス、斯ウ云フコトニ致シマ  
デアリマス、其ノ觀客ノ方カラアノ馬  
ヲ君一ツヤツテ呉レト言ツテ、現金ヲ  
十圓ノモノナラ、十枚ナラ百圓、百枚  
ナラ千圓渡ス、斯ウ云フコトニ致シマ  
シテ、當ラナカツタラ呑屋ニ取ラレテ  
シマフノデス、當レバ其ノ配當金ヲ矢  
モノノ取締リガナカノ／＼困難デアリマ  
シテ、從來ト雖モ競馬開催者ノ側カラ  
爲ヲヤツチ居ルノガ澤山今迄アリマス  
ノデ、サウ云フヤウナ呑屋行爲ト云フ  
モノノ取締リガナカノ／＼困難デアリマ  
シテ、從來ト雖モ競馬開催者ノ側カラ  
嚴重ニ取締ツテ貰フコトヲ警察方面ニ  
願ツテ、警察ノ方ニ於テモ一生懸命努  
メテ居リマスルケレドモ、偶々檢舉セ  
ラレルコトガゴザイマスガ、ナカノ／＼  
根絶ハ困難デゴザイマス、併シ斯様ニ  
馬券ノ無制限賣買ガ行ハレ、百倍迄  
ノ配當ガ行ハルト云フコトニナリマ

○有馬忠三郎君　此ノ十六條ノ一號ニ依ツテ、先程渡部君ノ言ハレタヤウナ許可ヲ取消サレタトカ、或ハ許可ナシデヤツタト云フヤウナ場合ハ専マレルノデヤナイノデスカ、香屋ナドデナク、所謂競馬ノ施行者ガ許可ヲ一旦受けテ居ツテモ取消サレタリシタ場合ニ、サウ云フヤウナモノハ、是ハ計キ方ガ少シ惡イガ、サウ云フモノモ含マレルノデヤナイノデスカ、香屋ノヤウナ、ソレハ競馬ノ施行者ト云ノ意味ヂヤナインデスネ

○政府委員(大石倫治君)　其ノ點モ今香屋ノ前ニ申上ゲマシタ許可ヲ取消サレタテ競馬ノ行ヒ、馬券ノ發賣ヲ致スト云フヤウナモノハ當然罰セラレルノデアリマス、ソレ等モ類似行爲ノ一ツデアリマス

○有馬忠三郎君　サウスルト、先程ノ渡部委員ガ言ハレタ許可ヲ取消サレタ云フ場合ニ、ソレニ拘ラズ此ノ許可ヲ受ケナイデヤルト云コトハ當然違反デアリマスシ、二ノ「競馬の停止」ヲ命ぜラレマシタニモ拘ラズ、競馬ヲ繼續シテ馬券ノ發賣ヲ致シタト云フヤウナコトニナリマスレバ、是ハ當然罰セラレナケレバナラヌノデアリマス

○有馬忠三郎君　サウ云フモノガ之ノ類似行爲ト云フノデヤナイノデスカ

○政府委員(大石倫治君)　此ノ一二ニテ居リマス

此處ニ明文ニ依ツテハツキリト罰スルル  
マシタノハ、大體失張リ最初カラ許  
ヲ受ケナイデヤツテ居ル、或ハ所謂賣  
取引ノ存屋ト云ソヤウナモノヲ類似行  
爲、斯ウ看做シテ居ルノデアリマス  
○委員長(子爵西尾忠方君) 速記中止  
〔速記中止〕

○委員長(子爵西尾忠方君) 速記ヲ始  
メテ…

○政府委員(大石倫治君) 先刻渡部委  
員、有馬委員カラノ類似行爲、第十五  
條ノ「許可の取消」、又ハ「競馬の停止」  
後ニ於テ競馬ヲ行ヒ、或ハ開催ヲ強行  
スルト云フヤウナコトニ對スル私ノ御  
答ガ明瞭ヲ缺ク競ガアリマシタカラ、  
改メテ茲ニ御答ナ申上ゲテ置キマス、  
第十五條ノ一、「第一條の許可の取消」  
二、「競馬の停止」ト云ノヤウナ場合食  
ハ、第十六條ノ「又はこれに類似の行  
爲をなした者」ト云做シテ之ヲ取締キマス、  
ト云フコトニ御承知ヲ願ヒシタイト  
思ヒマス、尙闇取引的ノ存屋行爲ハ第  
十六條ノ三、「職業として、多數の者  
に對して財物を以て賭けごとをなした  
者」ト云フヤウナモノニ依ツテ取締キ  
ル、斯ウ云フコトニ御解説ヲ願ヒマス  
○侯爵四條隆徳君 私今ノ懇談ノ際三  
發言致シタイト存ジタノデアリマスク  
ガ、餘リニ事ガ複雑化スルモノデアリ  
マスカラ、ツイ黙ツテ居リマシタガ、  
之ニ關聯シテチヨツト伺ヒタイコトガ  
アル、實ハ只今御話ノヤウニ、實際馬  
券ノ發賣數ヲ殖ヤセバ、從來ノ所謂存  
屋ナル私設馬券發賣人ハ、婦サレルコ  
ト考へマス、競馬ガモット明朗ニナ  
ルコトハ事實デアリマス、併シ今度ハ  
枚數ヲ多ク發賣スルト、比較的起リ得  
ル場合ニ斯ウ云フ場合ガ起ツテ來ル、

後ニ急ニ或馬ノ人氣ガ高マル、其ノ時ニ其ノ高マツタ馬ノ馬券ヲ多量ニ買ツタ者ガ、馬ガ決勝點ニ入ル前ニ、勝負タメチカラ投票券ノ發賣所ヲ締メル、締メチカラ投票券ノ發定前ニ之ヲ「ブレミアム」附テ賣ル場合ガ起リマス、サウ云フ場合ニハ、其ノ人ハ馬券ノ發賣ヲ許可サレタノデモナイガ、相當多量ニ、而モ「ブレミアム」附テ場内ヲ賣ルカモ知ラヌ、サウ云フ場合ハ外國ニ於テモ例ハゴザイマス、斯ウ云フモノハ、中テ、簡単ニ言ヘバ自分ノ持ツテ居ル品物ヲ是ハ一分何秒ノ後ニハ必ズ配當金ガ餘計デアルカラ、其ノ配當金ノ見込ヨリハ少イカラモ知レナイガ、比較的安全率ノ良由ニ他人に譲ルノデ、差支ナイト言ヘバ、是ハ中テ、今迄ナラバタツタ一枚ト云フコトデ餘リ起ラスト思フガ、多量トナルト起ルカモ知レマセヌガ、別段起ツテ惡イト云フモノデモ何デモナイノデスガ、斯ル細則ノ話が出マシタカラ、實ハ公認競馬法ガ將來提案サレルサウデスガ、其ノ場合ニ之ニ類似ノ細カイコトヲ種種伺ヒタイト存ジテ居ツタノデゴザイマスガ、今サウ云ノ問題ガ出マシタカラ、斯ウ云ノ行爲ハ止メルノカ、一向差支ナイト云フ風ニ取扱ハレルカ、之ヲヨツト伺ヒタインデス

チハ、其ノ枚数制限ヲ撤廢致シマスガ爲ニ、何人アリモ自由ニ買入レタイ數ダケ買ヘルノデアリマスカラ、讓渡致シテハナラナイト云フ規定ヲ必要ト認メナカツタノデアリマス、併シソレヲ十圓デ買ツタモノナ十五圓デ賣ツタトカ、二十圓デ賣ツタナドト「プレミアム」ナドヲ附ケテ賣ルト云フコトニナリマスレバ、是ハ當然違法ノ行爲ト認メマシテ、即チ十六條ノ第一號デ、第一條ノ許可ヲ受ケナイデ優勝馬券チ發賣シ若クハ之ニ類似シタ行爲ヲナシタル者ト見做スノデゴザイマス。

○侯爵四條隆徳君 實際ハ一分何秒ノ間ニ「プレミアム」附キテ賣ル者ガ必ずヤアルト存ジマスガ、是ハナカノヽ今迄ノ眷屋以上ニ取締ルコトガ出来ナイ、是ハ實際ハ他人ニ相當價値付ケレタセノヲ「プレミアム」附テ賣ルト云フコトハ、馬票ニ限ラズ他ノ場合デモ世間ニアルコトナンデ、是ハ全然イケナイトモ考ヘラレナイノデスガ、地方競馬ニ於テハ餘りサウ云フ多額ノ取引ハナイト私ハ思ヒマスカラシテ、之ニ對シテハ公認競馬ノヤウナ際ニ之ニ類似ノコトハ伺ヒタイト思ヒマス、今回ハ私ハ是ダケデ、イケナイト云フコトデ私ハ了解シマシタ

○委員長(子爵西尾忠方君) 松村サンニ申上ゲマスガ、今大藏省ノ政府委員会ガ見エテ居ラレルサウデス、非常ニ御忙シイサウデスガ、今御質問願ヒマ

正する」トナツテ居リマス、結局馬券スカ

税法ノ中ニ於テ、元ハ軍馬資源保護法  
法デ取立テ居ツタノデアリマスガ、  
此ノ法律ハ今日アリマセヌ、其處デ今  
度地方競馬法ト云フモノガ此處ニ成立  
サレマシタナラバ、其ノ地方競馬法ノ  
馬券ニ對シマシテ馬券稅ガ掛ルト云フ  
コトニナリマスカラ、此ノ法案ガ成立  
致シマシタ場合ニ於テ國ノ收入、歲入  
ニ是ガナル譯デアリマス、本案ガ成立  
致シマシタ場合ニ、大藏省ノ御見込デ  
ハドノ位ノ收入ガ國庫ニ増加スルノデ  
アルカ、サウ云フコトヲ御聞キ致シタ  
イノデアリマス

八、百倍ト云フノハ法律ニ書イテアリ  
五十九倍位アリマス、六十倍ニナル  
カドウカ分リマセヌ、百倍ト云フコト  
ハ、寧口制限ヲ如ヘナクテモ、實ハ五  
六十倍位ニシカ行カナイ、併シ百倍ノ  
所ヲ豫想シテ百倍トヤツタ、サウ云フ  
譯デアリマスカラ、サウ云ソコトニナ  
ツテ居ルト、此ノ法案ニ書イテアル所  
ノ百倍ト云フコトガ果シテ適當ナルモ  
ノカドウカト云フコトヲ比較研究スル  
必要ガアルト思フ、ソレト同時ニ賣鐵  
ナルモノハ、枚數ニ制限ガナニ、ドウ  
云フコトヲヤツテルカト云フト、三枚  
御買ニナレバ煙草一個差上ゲルト云  
フ、初メカラ少クトモ三枚御買ヒナサ  
イト云フコトヲ要求シテ居ル、一人一  
枚ヂヤナイ、多々益喜ブノデスカラ、  
サウ云フ多々益ミ喜ンデル一萬倍ノ富  
鐵、私ハ富鐵ト稱シマスガ、之ヲヤツ  
テル場合、所謂馬券ト云フモノハ、是  
ハ賭ケ事デス、刑法ノ罰シテ居ル行爲  
ヲヤル、サウ云フ行爲ヲヤル場合ニ、  
賣鐵ニハ根據法ガアル譯デアリマス、  
刑法ノ方ノ賭ケ事ニ對スル例外ヲ茲ニ  
作ラムトシテヤツテル、因果關係ガア  
ル、處ガ刑法ニ於キマシテハ「賭博及  
富鐵ニ闕スル罪」トツ書イテアル、  
非常ニ聯關ガアル、私ノ考デハ十圓デ  
十萬圓モ與ヘルト云フコトニナルト、  
一萬圓ヲ與ヘル爲ニハ十萬人ノ應募ガ  
ナケレバナラヌ、一人ニ與ヘル爲ニ九  
千九百九十九人ガ犠牲ニナル、競馬ハ  
ソシナモノノデヤナイ、今申上げタヤウ  
ニ、二十人ノ中デ一人當ル、十九人ガ

ガ極く低い、地方競馬ト云フモノハ如  
ニ射撃性ガ稀薄ナモノデアルカト云  
コトヲ見ルガ爲ニ、寶籤ト比較スル  
必要ガアル、ソコデ私ハ寶籤ニ付テ何  
故申上ゲルカト云フト、馬券ノ方ハ明  
瞭ニ「インフレ」防止ニナル、寶籤ハ若  
シ八千人シカ應募者ガナカツタストレ  
バ得ル金ハ八萬圓シカナイ、八萬圓シ  
カ賣レナカツタモノノ政府ガ十萬圓拂  
ツタナラバ、新聞ニ二萬圓ト云フモノ  
ガ却テ「インフレ」ノ増加ト云フコトニ  
ナルノデアリマスカラ、寶籤ハ場合ニ  
依ツテ成績ノ悪イ場合ニハ「インフレ」  
增加ノ起ル處ガアルト云フコトヲ私ハ、  
明言スルノデスガ、ソコデ寶籤ノ成績  
如何ト云フコトヲ御尋シタノノデス、  
若シ寶籤ノ成績ガ悪イナラバ、寧ロ  
「インフレ」増加ヲシテ居ルト云フナラ  
バ是ハ止メナケレバナラヌ、ソレデ寧  
ロ馬券ノ大イニ賣レルト云フコトヲ御  
獎勵ニナツタガ宜イデハナイカ、斯ウ  
云フコトニナツテ因果關係ガア  
ル、是ハ私ノ御尋デスガ、ソレニ  
對シテ御答辯ヲ御用意ガアレバ  
ヤツテ戴キタイ、是ハ又後デ色々ナコ  
トニ關係シマス、極ク單純デアリマ  
ス、政府案ナラバ必ず收入豫算ヲ計上  
シテ豫算ニ御示ニナルノデアルガ、偶々  
衆議院ガ出シタノデ政府ハ思ハザル  
ノ法案ニ對シテハ雙手ヲ擧ゲテ早ク通  
過スルゴトヲ希望シテ居ラレルノデヤ  
ナイカト私ハ思フ、サウ云フ意味ニ於  
テ寧ロ大藏省ノ政府委員ガ出テ來テ此  
ノ法案ガ良イ案デアリマスト云フコト  
ヲ、餘計ナコトヲ言フヤウデアリマス  
ケレドモ、體讀サレルト云フコトヲ私

ハ  
マスカラ、私ノ御尋ネ致シマシタコト  
ヲ御調ニナツテ御報告願ヒタイ  
○政府委員(福田赳夫君) 只今松村サ  
ンノ御話ニ依リマシテ、競馬ノ關係ガ  
非常ナ宜イ施設デアルト云フノは是ハ  
御同感デアリマス、ソコデ賣鐵トノ關  
係如何ト云フ問題デアリマス、賣鐵ハ  
賣鐵金額ノ大體半分ト云フモノガ政府  
ノ收入ニナルノデアリマス、ソコデ今迄ノ  
成績ト致シマシテ然ラバドノ位ノ額ヲ  
賣捌イテ居ツタカト中シマスト、賣鐵  
ノ傾向ノモノハ、始メハ勝札ト稱シテ  
オ目見致シタ譯デアリマス、次イデ名  
前ヲ變ヘマシテ賣鐵トナリ、同ジヤウ  
ナ性質ノモノデ、「スピード」鐵、野球  
鐵ト云フヤウナモノモ其ノ後始メマシ  
タ、是等ノモノヲ通ジマシテ、第一回  
勝札ヲ始メマシタ昭和二十年七月ヨリ  
七月ニ至ル迄ニ於キマシテ、發行額ハ  
七億八千萬圓デアリマス、其ノ中賣捌  
キ濟ミトナツタモノガ五億一千八百萬  
ソレカラ賣鐵、勝札ニ於キマシテハ  
圓デアリマシテ、其ノ中「スピード」鐵  
ガ非常ニ賣レ行キガ宜イノデアリマシ  
テ、殆ド是ハ全額消化シテ居リマス、  
時ニ消長ガアルノデアリマスガ、第一回  
ノ勝札ハ成績ガ非常ニ惡ク六十五「ペ  
セント」ノ消化デアリマス、第一回  
ノ賣鐵、之ガ八十六「ペーセント」ノ消  
化率デアリマス、ソレカラ第二回ノ賣  
鐵ガ八十三「ペーセント」、第三回ガ六  
十八「ペーセント」、第四回ガ九十六  
「ペーセント」トナツテ居ル次第アリ  
マス、尙此處ニ計數ヲ持ツテ居リマセ  
ヌケレドモ、極ク最近ノ賣鐵ニ付キマ  
シテハ成績極メテ良好デアリマシテ、  
九十六「ペーセント」ト云フヤウナ高率  
ヲ示シテ居ル譯デアリマス、本年度ノ

寶鐵ノ計畫ヲ致シマシテハ、總額約十億圓ヲ賣リ捌キマシテ、其ノ中國家ノ收納スル豫定ノモノガ四億三千六百萬圓ト斯様ニ豫算ニ計上致シテ居ル譯デアリマス、併シナガラ其ノ賣リ捌キ狀況ヲ只今申上ゲマシタヤウナ狀況カラ考ヘマスト、是ハ相當賣レルノデヤナカトカ云フ風ニ見透シテ居ルノデアリマス、尙今後ノコトデアリマスルガ、明年度ニ於キマシテハ人體十億立フ國庫收納ハ取レルノデハナイカト云フ風ナ見透シ持ツテ居リマス、ソレカラ尙現在出來マシタ色々寶鐵ノ賣リ方ニ付キマシテ改善ヲ致スト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、非常ニ零細な金ノヤウニ見エルノデアリマスガ、現在ナカナカ貯蓄ガ集リマセヌ、其ノ關係上少イモノアリマスルガ、寶鐵ト云フヤウナモノニ賴ラザルヲ得ナイヤウナ國家財政ノ現狀デアリマシテ、寶鐵ニ付キマシテハ色々ノ作案ヲ致シマシテ其ノ收納ヲ殲ヤシタイト思ツテ居リマス、其ノ最モ大キナ問題ト致シマシテハ法案ト致シマシテ議會ノ御協賛ヲ仰グト云フコトデアリマスルガ、地方團體ニ富鐵ヲ發賣スルコトニ致シマシテ、地方團體ノ盛り上ガ爾熱意ニ依リマシテ賣捌ヲ致ス、斯様ナコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、尙競馬ニ之ヲ應用スルトカ、サウ云フヤウナコトモ考ヘテ居ツタノデアリマスルガ、今回ノ競馬法トノ關係モアリマスカラ、ソレハ調整ヲ要スルト思ヒマス、ソレカラ

農山漁村、都市ノ盛り場等ニ於テ之ヲド  
ソンドン賣上ゲテ行クト云アヤウナコト  
モ考ヘナケレバイカヌト考ヘテ居リマ  
ス、又賣捌ノ場所トシテ郵便局ヲ利用  
スルト云フヤウナコトモ考ヘナケレバ  
ナラスト云フ風ニ思ツテ居リマス、ソ  
レカラ景品ト致シマシテ出ス所ノ品物  
ニ付テモモウ少シ何トカ工夫ヲ致シタ  
イト云フヤウナコト等色々考ヘマシ  
テ、此ノ富饒ノ收入ト云フモノヲ出來  
ル限リ上ゲタイ、斯様ナ考ヲ持ツテ居  
ル次第アリマス

○松村眞一郎君 大變御詳細ニ  
御説明願ヒマシテ獨リ委員會ノミナラ  
ズ他ノ方々そ此ノ御説明ニ非常ニ有益  
ナ参考ニナツタコト思ヒマスノデ、  
非常ニ感謝致シマス、ソレデ馬券稅ニ  
依ル收入ハマダ御見込ニナリマセ  
ヌカ

○政府委員(福田赳夫君) 實ハ私其ノ  
方ノ専門デアリマセスデ、本日御聽キ  
シテ居リマセスデシタ關係上御答ヘ出  
來ナイノデアリマスガ、後刻其ノ方  
専門ノ政府委員ガ見エテ御答ヘ致ス、  
斯様ニ考ヘテ居リマス

○松村眞一郎君 ソレデヤサウ御願ヒ  
致シマス、今迄アリマシタノハ相當ナ  
大藏省ノ方ニ色々ナ資料ヲ提供シテ豫  
算ニ計上ヲシナケレバナラヌデヤナイ  
カト思ヒマスガ、是ハ追加豫算ニデモ  
ナリマスカ、是ハ後カラ政府ガ追加豫  
算ヲ御出シニナリマスカラ、其ノ際ニ  
ハ矢張リ收入ノ一項目トシテ掲グラレ  
ルコトニナルト思ヒマスガ、サウダラ  
ウト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ  
○政府委員(福田赳夫君) 恐らく左様  
ナ筋ヲ取ル外ハナイト考ヘテ居リマス

○村松眞一郎君 サウ致シマスト是ハ

地方競馬ハ……是ハ今日迄ヤツテ居  
ルノハ類似競馬デ法律ノ根據ハアリマ  
ス、今日迄ヤツテ居ルノハ、總テ犯  
罪行爲ヲヤツテ居ル、非常ニ惡イコト  
アル、是ハ一日モ早クヤリマセス  
ト、今迄ヤツテ居ル人ハ告發サレル  
ト、スグ罪ニナル、其ノ關係ハ内務大  
臣ニモ、司法大臣ニモ御話シヨウト思  
ツテ居リマス、大事ナコトデアリマス  
カラ……早ク罪人ヲ少クシナイトイ  
ケマセス、今日調ベルト今年一月カラ  
數字ガ六千六百六十六萬六千圓ト云フ  
金ガ出テ居ル、是ハ委員諸君ニ御配付  
マスト、ソレダケデモ六千六百六十六萬  
圓ニナツテ居リマス、今度政府ハ之ニ  
伴ツテ競馬法ヲ改正サレルト、地方競  
馬ヲヤリマスカラ、競馬法ノ馬券稅ト  
云フモノハ收入ガ出テ居ルデセウネ  
○政府委員(福田赳夫君) 出テ居リマス  
○松村眞一郎君 サウスルト此ノ馬券  
稅ハ競馬會ノ競馬ヲ見テ居ルノデハナ  
イカト思ヒマス、今アリマセヌカ  
ラ……是ガアルト増加スル譯デアリ  
マス、只今ノ處デハ今申シマシタヤウ  
ニ六千六百六十六萬六千圓ト云フヤウ  
ナ額デアリマスケレドモ、是ガ一年  
ヲ通ジテ公ニ開カラレタ時ニドノ位ニナ  
ルカ、デヨツト私ハ分リマセヌケレド  
モ、御見込ヲ立てテ置イテ戴キタイト  
思ヒマス、今ノ御話デ安心致シマシタ  
ノハ、私ハ賣鐵ノ或モノガ喰ヒ込ミデ  
モシテ居ルノデヤナイト心配シタノ  
コトアレバ、是ハ成績ガ好イ譯デス、  
是ハ非常ニ關係ガアリマスカラ、大藏  
省ノ方デ一ツ豫算ヲ御見積リヨウ頗ヒタ  
イ、サウスルト我々ハ此ノ法案ヲ審議

○委員長(子爵西尾忠方君) 松村サンニ  
シテ居ルノデスガ……

○委員長(子爵西尾忠方君) 中上ダマスガ、大藏省ノ主稅局ノ政府  
委員ガ來ラレタサウデスガ、宜シウゴ  
ザイマスカ

○松村眞一郎君 今大藏省ノ政府委員  
カラ御答辯願ヒマシタカラ、主稅局長  
ト一ツ御相談願ヒマシテ、サウシテ今  
即答ハ求メマセス、御相談ヲ願ヒマシ  
テ、凡ソノ所ヲ仰シヤツテ戴イテ結構  
ダト思ヒマス、ソレデハ大藏省ノ馬券  
稅ノ方ノ御説明ヲ願ヘレバ結構デアリ  
マス、從來ノ馬券稅ハ何ヲ見込ンデ居  
ツタノカ、今度ノ馬券稅ハドンナ風ニ  
大藏省ニ付キマシテハ豫測致シテ居  
競馬ニ付キマシテハ豫測致シテ居  
ウナコトガ御分ニナレバ、一ツ仰シヤ  
ツテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(前尾繁三郎君) 實ハ地方  
競馬會ノ競馬ヲ見テ居ルノデハナ  
イカト思ヒマス、今アリマセヌカ  
ラ……是ガアルト増加スル譯デアリ  
マス、只今ノ處デハ今申シマシタヤウ  
ニ六千六百六十六萬六千圓ト云フヤウ  
ナ額デアリマスケレドモ、是ガ一年  
ヲ通ジテ公ニ開カラレタ時ニドノ位ニナ  
ルカ、デヨツト私ハ分リマセヌケレド  
モ、御見込ヲ立てテ置イテ戴キタイト  
思ヒマス、今ノ御話デ安心致シマシタ  
ノハ、私ハ賣鐵ノ或モノガ喰ヒ込ミデ  
モシテ居ルノデヤナイト心配シタノ  
コトアレバ、是ハ成績ガ好イ譯デス、  
是ハ非常ニ關係ガアリマスカラ、大藏  
省ノ方デ一ツ豫算ヲ御見積リヨウ頗ヒタ  
イ、サウスルト我々ハ此ノ法案ヲ審議

○委員長(子爵西尾忠方君) 松村サンニ  
シテ居ルノデスガ……

○委員長(子爵西尾忠方君) 詳シ言ヘバ四十七萬九千圓程度ニナ  
リマスト考ヘテ居リマス

○委員長(子爵西尾忠方君) チヨツト  
詳シク言ヘバ四十七萬九千圓程度ニナ  
リマスト考ヘテ居リマス

○委員長(子爵西尾忠方君) チヨツト  
詳シク言ヘバ

セテ戴キマス、私ノ申シマスコトハ此ノ地方競馬法案ハ其ノ目的ト致ス處ハ、元來馬ヲ馳ケサセマシテ、サウシテドレガ勝ツカト云フコトヲ判断シ、勝ツタナレバソレニ對シテ當ツタ者ハ自分ノ出シタ金ハ取ラナイ、ツタモ御議論ノナイコトト存ジマスカ、斯ウ云フ形テ行ハレルノデアリマスカラ、是ハ明カニ刑法ニ申シマス賭事ト云フコトニナリマスコトハ是ハモウドナタモ御議論ノナイコトト存ジマス、其ノ點ガ本問題ノ出發點ニナル譯デゴザイマス、刑法ノ第二十三章ノ「賭博及ビ富職ニ關スル罪」其ノ第八十五條ニ「偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ此限以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

ソコデ賭事ヲ爲シタル者ト云フコトニアリマスト、是ハ色々解釋ガアリマシテ、或ハ賭事デナイト云フ議論モアリマス、即チ賭事ト云フ議論ト富職ト云フ議論ト兩方アリマスガ、大體今日デハ賭事ト云フコトニ決ツテ居ルノデアリマス、「一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」ト云フ此ノ但ト言ヒマスカ、此ノ規定ヲ利用ト言ヒ六條ガ重大ナコトデアリマス、ソレハ常ニ私ハ此ノ法案ノ早ク成立スルコトマスカ、此ノ規定ニ依ルガ如キ顔ヲシテ從來ハ行ハレテ居ツタ部分ガ相當アツタ譯デアリマス、ソレカ第百八十

条ガ勝ツタ者ハ自分ノ出シタ金ハ取ラナイ、ツタモ御議論ノナイコトト存ジマスカ、斯ウ云フ形テ行ハレルノデアリマスカラ、是ハモウドナタモ御議論ノナイコトト存ジマス、其ノ點ガ本問題ノ出發點ニナル譯デゴザイマス、刑法ノ第二十三章ノ「賭博及ビ富職ニ關スル罪」其ノ第八十五條ニ「偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ此限以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

ソコデ賭事ヲ爲シタル者ト云フコトニアリマスト、是ハ色々解釋ガアリマシテ、或ハ賭事デナイト云フ議論モアリマス、即チ賭事ト云フ議論ト富職ト云フ議論ト兩方アリマスガ、大體今日デハ賭事ト云フコトニ決ツテ居ルノデアリマス、「一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」ト云フ此ノ但ト言ヒマスカ、此ノ規定ヲ利用ト言ヒ六條ガ重大ナコトデアリマス、ソレハ常ニ私ハ此ノ法案ノ早ク成立スルコトマスカ、此ノ規定ニ依ルガ如キ顔ヲシテ從來ハ行ハレテ居ツタ部分ガ相當アツタ譯デアリマス、ソレカ第百八十

条ガ勝ツタ者ハ自分ノ出シタ金ハ取ラナイ、ツタモ御議論ノナイコトト存ジマスカ、斯ウ云フ形テ行ハレルノデアリマスカラ、是ハモウドナタモ御議論ノナイコトト存ジマス、其ノ點ガ本問題ノ出發點ニナル譯デゴザイマス、刑法ノ第二十三章ノ「賭博及ビ富職ニ關スル罪」其ノ第八十五條ニ「偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ此限以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

ソコデ賭事ヲ爲シタル者ト云フコトニアリマスト、是ハ色々解釋ガアリマシテ、或ハ賭事デナイト云フ議論モアリマス、即チ賭事ト云フ議論ト富職ト云フ議論ト兩方アリマスガ、大體今日デハ賭事ト云フコトニ決ツテ居ルノデアリマス、「一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」ト云フ此ノ但ト言ヒマスカ、此ノ規定ヲ利用ト言ヒ六條ガ重大ナコトデアリマス、ソレハ常ニ私ハ此ノ法案ノ早ク成立スルコトマスカ、此ノ規定ニ依ルガ如キ顔ヲシテ從來ハ行ハレテ居ツタ部分ガ相當アツタ譯デアリマス、ソレカ第百八十

条ガ勝ツタ者ハ自分ノ出シタ金ハ取ラナイ、ツタモ御議論ノナイコトト存ジマスカ、斯ウ云フ形テ行ハレルノデアリマスカラ、是ハモウドナタモ御議論ノナイコトト存ジマス、其ノ點ガ本問題ノ出發點ニナル譯デゴザイマス、刑法ノ第二十三章ノ「賭博及ビ富職ニ關スル罪」其ノ第八十五條ニ「偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ此限以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

ソコデ賭事ヲ爲シタル者ト云フコトニアリマスト、是ハ色々解釋ガアリマシテ、或ハ賭事デナイト云フ議論モアリマス、即チ賭事ト云フ議論ト富職ト云フ議論ト兩方アリマスガ、大體今日デハ賭事ト云フコトニ決ツテ居ルノデアリマス、「一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」ト云フ此ノ但ト言ヒマスカ、此ノ規定ヲ利用ト言ヒ六條ガ重大ナコトデアリマス、ソレハ常ニ私ハ此ノ法案ノ早ク成立スルコトマスカ、此ノ規定ニ依ルガ如キ顔ヲシテ從來ハ行ハレテ居ツタ部分ガ相當アツタ譯デアリマス、ソレカ第百八十

条ガ勝ツタ者ハ自分ノ出シタ金ハ取ラナイ、ツタモ御議論ノナイコトト存ジマスカ、斯ウ云フ形テ行ハレルノデアリマスカラ、是ハモウドナタモ御議論ノナイコトト存ジマス、其ノ點ガ本問題ノ出發點ニナル譯デゴザイマス、刑法ノ第二十三章ノ「賭博及ビ富職ニ關スル罪」其ノ第八十五條ニ「偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ此限以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」

ソコデ賭事ヲ爲シタル者ト云フコトニアリマスト、是ハ色々解釋ガアリマシテ、或ハ賭事デナイト云フ議論モアリマス、即チ賭事ト云フ議論ト富職ト云フ議論ト兩方アリマスガ、大體今日デハ賭事ト云フコトニ決ツテ居ルノデアリマス、「一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス」ト云フ此ノ但ト言ヒマスカ、此ノ規定ヲ利用ト言ヒ六條ガ重大ナコトデアリマス、ソレハ常ニ私ハ此ノ法案ノ早ク成立スルコトマスカ、此ノ規定ニ依ルガ如キ顔ヲシテ從來ハ行ハレテ居ツタ部分ガ相當アツタ譯デアリマス、ソレカ第百八十

同情ヲ持ソテ跡メテ居ル譯デアリマス、ソレノミナラズ、此ノ地方競馬ニ  
依リマシテ實得歩合金ト云フモノヲ取ル、二割ハ之ヲ收納スルヤウナ形デ行  
シテ居リマス、其ノ二割ハ所謂刑法デス、ソレヲ今度此ノ地方競  
馬法ガ出來マシタナレバ、公然然ト刑法ノ例外トシテ適法ニ秩序アル賭事ノ興  
行ヲ開催スルコトニナツテ、合法的ノ興行者トナルノデアリマス、此ノ意味  
ニ於テ、茲ニ朗カナ氣分テ澤山ノ人ヲ集メテ、サウシテ一日ヲ野外ニ於テ青  
空ヲ眺メテ暮スド云フコトガ出來ルコトニナルノデアリマスカラ、ドウシテ  
モ早クサウ云フコトニシナケレバナラ  
思ヒマス、是ハ内務省ハ能ク御存ジト  
レデドウ云フ形ニ於テ今ノ開催者ガ此  
ノ競馬ヲ行ツテ居ルカト云フコトハ、ソ  
は餘程細心ニ御覧願ハヌトイカスト  
思ヒマス、是ハ内務省ハ能ク御存ジト  
思ヒマスガ、一ツノ例ヲ擧ゲマス、ソ  
レハ直グ近クノ戸塚ニアリマス、神奈  
川縣ノ戸塚デソレヲ行ツタ、ソレハ參  
考資料ニアリマス如ク八月ノ十七、十  
八、十九、二十三、二十四、二十五ノ  
六日間興行致シマシテ、賣得金ハ二千  
九百二十五萬千五百三十圓ト云フノデ  
アリマス、是ハ私ノ今申述ベシタガ  
如ク犯罪ニ依ツテ賣得シタルモノデア  
リマス、其ノ中ニ二割ヲ取ツテ居リマ  
スカラ、五百八十圓ト云フ其ノ位ノ  
モノハ開催者ノ側帝收得シタルコトニ  
ナツテ居リマス、ソレハ刑法ノ冷ヤカ  
ナ眼デ見タナラバ、是ハ犯罪行為ニ依  
ツテ得タダケナラバ宜シウゴザイマス  
ガ、ソレデ是ハ内務省ノ政務次官ニ御聽  
キ置キ願ヒタイノデスガ、其ノ中ニ約

百五十萬圓ト云フモノヲ神奈川縣ガモトシテ居ルノデス、ソレハヤカマシイコトヲ申シマスト云フト私ハ贓物ニ關スル罪ダト思フ、犯罪ニ依ツテ得タルモノヲ取ルト云コトハ、私ハ先づ法論ヲ申シマシテ、決シテソレヲ適用シテ内務省トシテハ地方長官ニ對シテドウシテ戴キタイト云フコトヲ申シマセヌ、併シナガラ私共ハ是ハ贓物ニ關スル罪カト思ヒマス、併シ贓物ニ付テハ色々議論ガアリマスカラ、此ノ委員會ニハ法律ノ權威者ガ居ラマス、法學博士ノ有馬君モ居ラレル、法學博士デアルカト云フ結論ニハスルノ知識ニ缺乏致シテ居リマセヌ、士モ居ラマス、法學博士デアリ司法大臣ヲシテ居ラレルノデスカラ、此ノ委員會デハ法律問題ヲ解釋ナルバ、是ガ何デアルカト云フ、然トシテ行ハレテ居ル、併シソレハ已ムニ已マレヌ行爲デアルコトヲ見マスガ故ニ私ハ賛メマセス、斯ウ云フコトハ早ク直サナケレバナラスト云フコトニナリマスガ、ソコデ神奈川縣デハサウ云フ金ヲ收得シテ居ラマスケレドモ、地方長官トシテ、競馬施行ヲ許可サレルニ付テ苦心慘澹ノ跡ガ見ラレル、是ハ能クスカウ云フコトヲ御聽キ願ヒタス、神奈川縣ノ戸塚馬場ニ於テ行ツ催ノ下ニ昭和二十一年八月ノ先刻申シテ、開催シテ、第一日ニハ三百九十九萬

日ニ四百七十萬圓ト云フモノヲ得テ居リマス、第二ニハ遂ニ六百萬圓ヲ突破シタド云フノアリマス、テ居ルノデアリマシテ、最終ノ六日間ノ總額二十萬餘圓ト云フ多額ノ賣上ヲ見テ居タル譯テアリマス、ソシテ六日間ノ上高ガ先程申シマシタヤウニ二千九百五十九票十圓チ行シテ居リマシテ、單式複式兩方チ行ツテ居リマス、馬ノ鑄錫馬敷ガ百六十頭ト云フコトニナツチ居リマス、騎手ガ百十三名、私ガ先程申シ上ゲマシタヤウニ、控除金二割、詰リ開催者ガ取得シタ金額、ソレガ是デ見マスト五百八十五萬三百六圓、斯ウ云フヤウニナツチ居リマス、縣ヘノ寄附ソレガ百四十六萬圓、諸經費トシテ百四十萬圓出シテ居リマス、斯ウ云フヤウニナツチ居リマス、内務省デモ御存ジデザイマセウガ、如何ニ知事ガ苦心ヲシテ競馬ヲ施行セシメラレタカ、先程贓物ニ關ヘル罪トハ内務省デモ御存ジデザイマセウガ、如何ニ知事ガ爲ニ苦心懲治シテ居ラレルカト云フコトヲ見マスト、實ニ虚ガアルト云フコトヲ申上ゲタノデウリマス、ソレカラ如何ニ地方長官が競馬開催ヲ許スガ爲ニ苦心懲治シテ居ラレルカト云フコトヲ見マスト、實ニ情ニ堪ヘナイ、地方長官ニ對シテドウシテモ一日モ早々本法案ハ成立ヲセシメナケレバナラスト云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソレデ刑法第百八十五條ノ規定ニ在ラス、此ノ規定ヲ何トカ活用シテ、此ノ規定ニ準據シタルガ如キコトノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニシテ、ナントカ賭ハフデヤナカト

云フコトニナシテ爲サレタコト考へマス、是ハ後カラ申シマスガ、神奈川縣知事ダケデハアリマセヌ、農林省因テ來ア居ル、知事ハ斯ウ云フコトヲサレシ行要綱左ノ通り定ム、知事、家畜能力検定競勵會施行要綱左ノ通り定ム、私カラ申シマスガ、斯ウ云フ罪責ガ重ヌトス是ハ罪責デス、斯ウ云フ罪責ガ重ヌトス居ル、神奈川縣告示デ第二百九十六號ト云フノガ昭和二十一年七月十一日ニ出テ居リマス、家畜能力検定競勵會施行要綱左ノ通り定ム、知事、家畜能力検定競勵會施行要綱左ノ通り定ム、是ハ非常ニ苦心慘憺シテ作ラレテ居リマス、之ヲ能ク御讀ミ願フト如何ニ地方長官ハ此ノ問題ヲ取扱フノニ非常ニ苦慮シタカト云ナコトガ分ル、「第一家畜の資質及能力の向上を圖る爲め牛馬耕種乳輸曳駄載、速度等の能力検定競勵會(以下競勵會と稱す)」を實施する時は本要項に依らねばならぬ、第二競勵會は農業改良会馬匹組合聯合會又は馬匹組合でなければ出來ない、第三競勵會の目的達成上必要あるときは能力優良家畜等に能力鑑定成績優良者に對し景品を交付するこれが出来る、第四競勵會を開催するには左に掲げる事項を具して知事の承認を受けることを要する、承認を受けた後其の内容を變更しやうとするときも同様である、一名稱及目的、催の場所及開催の日時、三競勵會實施に關する規定、四競勵會開催に關する支決算、第六本要項に依つて提出する願書及報告書は所轄警察署を經由せばならぬ、」斯ウ云フ規定ガ出テ居リマス、結局之ヲ見マスト云フト、牛ノコトモ馬ノコトモ書イテアリマス、サウシテ能力検定トカ色々ナコトガ書イ

テアリマス、併シナガラ目的ハ此ノ競馬ヲ  
ナコトヲ包容シテ置イテ、其ノ中デ  
一ツアルト云フコトニ非常ニ苦心ガ  
アルト云フコトヲ我々ハ見ザルヲ得  
ナイ、處ガ、ソレダケナラバ宣シイ  
ガ、次ニ斯ウ云フコトガアリマス、  
昭和二十一年七月十一日、警察部  
長、經濟部長連署テ出テ居リマス、  
三市長、事務所長、警監署長ニ宛テ  
書面ニ斯ウ云フコトガアリマス、「家  
畜能力検定競勵會施行要綱」に關する  
告示第二百九十六號を以て家畜能力檢  
定競勵會施行要綱が定められたが、開  
催願の提出ありたるときは左に依り處  
置をせられたい、記、「此ノ記」ガナ  
カナカ問題デアリマス、「一、願書の  
進達に當つては交通、食糧事情等を勘  
案し、開催地事務所長又は三市長と協  
議の上、内 容を充分審査し意見を附する  
こと、二、開催中は指導並に取締に遺  
漏なきを期し、必要あるときは中止を  
命じたり開催をせしめないこと、三、  
是ガ重大デス、「三、能力豫想票發賣  
せんとする場合は、額面十圓で的中  
者に対する拂戻金額は能力豫想票發賣  
金額の百倍を超えてはいけない、」乏  
メドウ御覽ニナリマスカ、是ハ即チ此  
ノ地方競馬法案ニ書イテアルコトヲ先  
廻シリシテ出來テ居ル、知事ハ金デ賣ル  
トハ言ウテ居リマセヌ、景品ト云フコ  
トヲ言ツテ居ル、先程申シマシタ景品  
ヲ交付スルコトガ出來ルト云フノデ、  
金デ賣レト云フコトヲ知事ハ認メテ居  
リマセヌ、サウシテ部長ハ今申シマシ  
タヤウニ、額面十圓デ、拂戻金額ハ金

ニシテ百倍ヲ超エテハイケナイト云フ  
通謀ヲシテ居ル、是ハ地方競馬法未ト  
同ジデアリマス、如何ニ地方競馬法ノ  
如キ準據法ガ出來テ、法律ノ下ニ明ル  
ク何等咎メラレル所ナク地方競馬ヲ行  
ヒタイモノデアルト云フ地方ノ要望ガ  
之ニ依ツテ明瞭デアルト思ヒマス、地  
方長官ガ非常ニ自己ノ縣ニ居ラレル方  
方ノ心持ヲ酌ンデ、何トカシテ要望ヲ  
達セシメナケレバナラスト云フコトニ  
依ツテ出テ居ルノデアリマスカラ、是  
ハ非常ニ情ノ厚イ取扱アルト思セマ  
ス、斯クノ如キコトデ出来テ居ルノデ  
アリマスカラ、此ノ地方競馬法案ヲ成  
立セシメテ、斯ル行爲ヲ合理化シナケ  
レバイケマセズ、是ハ私申上ゲル迄モ  
ナク、法律サヘ出來マスレバ、後カラ  
ハ刑法ノ規定ニ依リシテ處罰スルコ  
トハアリマセヌカラ、是ハモウ安心サ  
レテ宜イト思ヒマス、ソレハ刑法第六  
條ニ、「犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更  
ト云フコトガアリマスカラ、無罪ニナ  
ノデアリマス、是ハ豫算委員會ニ、司  
法省刑事局ノ名ニ於テ配付サレタ書類  
デアリマスガ、「終戦前及終戦後ニ於  
ケル犯罪調」ト云フ調査ガアリマス、  
是ハ衆議院豫算委員ニそ配付サレ、貴  
族院豫算委員ニそ配付サレタモノデ、  
司法政務次官ハ御存シテセウガ、犯  
罪ノ種類及ビ何ノ犯罪ガ一番多イカト  
云フコトガ列舉シテアリ、之ヲ見レバ  
一目瞭然アリマス、其ノ中最モ多イ  
モノハ賭博及ビ富藏ニ關スル罪ソレガ  
六萬一千三百十、是ハ或期間ニ於ケル  
犯罪アリマスカラ、期間ハ抜イテ申

ト出シテ此ノ馬券ニ關係シタモノヲ總  
テ繩シタナリマスト、大變ナ犯罪ノ  
數ガ統計ニ現レテ參リマス譯デアリマ  
ス、ダカラ早ク法律ヲ出シ、サウ云フ  
統計ノ出ナイコトヲ私ハ要望スルノデ  
アリマス、是ハモウ司法省カラ出タノ  
デアリマスカラ、ソレハ戰爭前ノ犯罪  
ノ表デス、ソレカラ終戦後ノ統計ニモ  
出テ居リマスガ、ソレハ賭博及ビ富藏  
ニ關スル罪ハ一萬四千四百二十七ト云  
フ數字ニナツテ居リマス、ソレヨリ多  
イノガ今度ハ竊盜罪ニ出テ居リマス、ソ  
レガ一萬九千七百、犯罪全體ノ刑法犯  
ノ計ガ四萬一千二百五十一ト云フコト  
ニナツテ居リマスカラ、其ノ中ニ竊盜  
ガ一番多クテ、其ノ次ニハ賭博及ビ富  
藏ト云フモノハナカノ防ぎ切レナ  
イ犯罪デアルト云フコトヲ御考へ願フ  
ト同時ニ、此ノ地方競馬法ニ付テ餘程  
御考慮ヲ煩シシタイト云フコトガ茲ニ申  
上ゲルノデス、ソレハ私ガ申上ゲル迄  
モナク、司法省デハ是ハ十分御承知ノ  
コトデアリマスガ、斯ウ云フ本ガアル  
ノデアリマス、「競馬の制度及犯罪」  
は社團法人帝國競馬協會ト云フモノ  
ガ印刷シテ發行シタモノデス、ソレハ  
頁數ハ二百二十八頁ト云フ、是ハ相當  
ノ小サナ字デ書イテ、相當ノ厚イ本デ  
事は舊刑法時代盛んに論議せられた命  
題であった。併し現行刑法の下に於て  
行爲の犯罪法規上の性質如何」と云ふ  
い。」異論ハナイト云フノデアシテ、

如何ニ地方競馬、我々ニ論ジテ居  
ル地方競馬ト云フモノニ付テ農林省、  
内務省ニ對シテノ措置ヲ非常ニ遺憾ト  
モノハ入ツテ居リマセヌ、若シ馬券ヲ  
買ツタ者ガ入ツタナラバ、今日此ノ統計  
テ出シテ此ノ馬券ニ關係シタモノヲ總  
テ繩シタナリマスト、大變ナ犯罪ノ  
數ガ統計ニ現レテ參リマス譯デアリマ  
ス、ダカラ早ク法律ヲ出シ、サウ云フ  
統計ノ出ナイコトヲ私ハ要望スルノデ  
アリマス、是ハモウ司法省カラ出タノ  
デアリマスカラ、ソレハ戰爭前ノ犯罪  
ノ表デス、ソレカラ終戦後ノ統計ニモ  
出テ居リマスガ、ソレハ賭博及ビ富藏  
ニ關スル罪ハ一萬四千四百二十七ト云  
フ數字ニナツテ居リマス、ソレヨリ多  
イノガ今度ハ竊盜罪ニ出テ居リマス、ソ  
レガ一萬九千七百、犯罪全體ノ刑法犯  
ノ計ガ四萬一千二百五十一ト云フコト  
ニナツテ居リマスカラ、其ノ中ニ竊盜  
ガ一番多クテ、其ノ次ニハ賭博及ビ富  
藏ト云フモノハナカノ防ぎ切レナ  
イ犯罪デアルト云フコトヲ御考へ願フ  
ト同時ニ、此ノ地方競馬法ニ付テ餘程  
御考慮ヲ煩シシタイト云フコトガ茲ニ申  
上ゲルノデス、ソレハ私ガ申上ゲル迄  
モナク、司法省デハ是ハ十分御承知ノ  
コトデアリマスガ、斯ウ云フ本ガアル  
ノデアリマス、「競馬の制度及犯罪」  
は社團法人帝國競馬協會ト云フモノ  
ガ印刷シテ發行シタモノデス、ソレハ  
頁數ハ二百二十八頁ト云フ、是ハ相當  
ノ小サナ字デ書イテ、相當ノ厚イ本デ  
事は舊刑法時代盛んに論議せられた命  
題であった。併し現行刑法の下に於て  
行爲の犯罪法規上の性質如何」と云ふ  
い。」異論ハナイト云フノデアシテ、

如何ニ地方競馬、我々ニ論ジテ居  
ル地方競馬ト云フモノニ付テ農林省、  
内務省ニ對シテノ措置ヲ非常ニ遺憾ト  
モノハ入ツテ居リマセヌ、若シ馬券ヲ  
買ツタ者ガ入ツタナラバ、今日此ノ統計  
テ出シテ此ノ馬券ニ關係シタモノヲ總  
テ繩シタナリマスト、大變ナ犯罪ノ  
數ガ統計ニ現レテ參リマス譯デアリマ  
ス、ダカラ早ク法律ヲ出シ、サウ云フ  
統計ノ出ナイコトヲ私ハ要望スルノデ  
アリマス、是ハモウ司法省カラ出タノ  
デアリマスカラ、ソレハ戰爭前ノ犯罪  
ノ表デス、ソレカラ終戦後ノ統計ニモ  
出テ居リマスガ、ソレハ賭博及ビ富藏  
ニ關スル罪ハ一萬四千四百二十七ト云  
フ數字ニナツテ居リマス、ソレヨリ多  
イノガ今度ハ竊盜罪ニ出テ居リマス、ソ  
レガ一萬九千七百、犯罪全體ノ刑法犯  
ノ計ガ四萬一千二百五十一ト云フコト  
ニナツテ居リマスカラ、其ノ中ニ竊盜  
ガ一番多クテ、其ノ次ニハ賭博及ビ富  
藏ト云フモノハナカノ防ぎ切レナ  
イ犯罪デアルト云フコトヲ御考へ願フ  
ト同時ニ、此ノ地方競馬法ニ付テ餘程  
御考慮ヲ煩シシタイト云フコトガ茲ニ申  
上ゲルノデス、ソレハ私ガ申上ゲル迄  
モナク、司法省デハ是ハ十分御承知ノ  
コトデアリマスガ、斯ウ云フ本ガアル  
ノデアリマス、「競馬の制度及犯罪」  
は社團法人帝國競馬協會ト云フモノ  
ガ印刷シテ發行シタモノデス、ソレハ  
頁數ハ二百二十八頁ト云フ、是ハ相當  
ノ小サナ字デ書イテ、相當ノ厚イ本デ  
事は舊刑法時代盛んに論議せられた命  
題であった。併し現行刑法の下に於て  
行爲の犯罪法規上の性質如何」と云ふ  
い。」異論ハナイト云フノデアシテ、

如何ニ地方競馬、我々ニ論ジテ居  
ル地方競馬ト云フモノニ付テ農林省、  
内務省ニ對シテノ措置ヲ非常ニ遺憾ト  
モノハ入ツテ居リマセヌ、若シ馬券ヲ  
買ツタ者ガ入ツタナラバ、今日此ノ統計  
テ出シテ此ノ馬券ニ關係シタモノヲ總  
テ繩シタナリマスト、大變ナ犯罪ノ  
數ガ統計ニ現レテ參リマス譯デアリマ  
ス、ダカラ早ク法律ヲ出シ、サウ云フ  
統計ノ出ナイコトヲ私ハ要望スルノデ  
アリマス、是ハモウ司法省カラ出タノ  
デアリマスカラ、ソレハ戰爭前ノ犯罪  
ノ表デス、ソレカラ終戦後ノ統計ニモ  
出テ居リマスガ、ソレハ賭博及ビ富藏  
ニ關スル罪ハ一萬四千四百二十七ト云  
フ數字ニナツテ居リマス、ソレヨリ多  
イノガ今度ハ竊盜罪ニ出テ居リマス、ソ  
レガ一萬九千七百、犯罪全體ノ刑法犯  
ノ計ガ四萬一千二百五十一ト云フコト  
ニナツテ居リマスカラ、其ノ中ニ竊盜  
ガ一番多クテ、其ノ次ニハ賭博及ビ富  
藏ト云フモノハナカノ防ぎ切レナ  
イ犯罪デアルト云フコトヲ御考へ願フ  
ト同時ニ、此ノ地方競馬法ニ付テ餘程  
御考慮ヲ煩シシタイト云フコトガ茲ニ申  
上ゲルノデス、ソレハ私ガ申上ゲル迄  
モナク、司法省デハ是ハ十分御承知ノ  
コトデアリマスガ、斯ウ云フ本ガアル  
ノデアリマス、「競馬の制度及犯罪」  
は社團法人帝國競馬協會ト云フモノ  
ガ印刷シテ發行シタモノデス、ソレハ  
頁數ハ二百二十八頁ト云フ、是ハ相當  
ノ小サナ字デ書イテ、相當ノ厚イ本デ  
事は舊刑法時代盛んに論議せられた命  
題であった。併し現行刑法の下に於て  
行爲の犯罪法規上の性質如何」と云ふ  
い。」異論ハナイト云フノデアシテ、

イタノデス、ドウ云フコトカト申シマ  
スト、地方カラハ政黨ノ運動ガ來ルノ  
デス、俺ノ所ニ競馬場ヲ殖ヤセト言ツ  
テ來テ、内閣ガ迭ル度ニ競馬場ガ數ヲ  
増スノデス、抑ヘ切レマセヌ、是ハ政  
黨政治ノ弊デアリマセウ、ソコデ縣ニ  
澤山出來ルノデス、ソレデ始終殖工  
ル、亂雜極ル競馬ガ行ハレテ、農林省  
モ何トモスルコトガ出來ナイ、ドンナ  
硬骨ナ大臣ガ來ラレマシテモ、地方ニ  
動カサレテ殖エルバカリデス、是ハ非  
常ニ宜シクナイト私ハ思ツテ居リマシ  
タ、ナントカシテは變ヘナケレバナ  
ラヌト云フコトデ非常ニ其ノ關係者ト  
云フモノハ苦慮慘憺シテ居リマシタ、  
ソレガ何時解決サレマシタカト云フ  
ト、昭和十四年ニ至ツテ漸ク解決サレ  
タノデス、昭和二年カラ十四年、年ヲ閱  
スルコト十二年デス、其ノ間日本ノ國ニ  
ハ賭事ガ横行シテ居ツタノデス、法律  
無視ノ行爲ガ横行シテ居ツタノデス、  
ソコデ、昭和十四年ニ初メテ之ヲ統一  
シタノガ鍛錬馬競走ト云フ名ノ下ニ統  
一シタノデス、鍛錬中央會ト云フモノ  
ガ出來マシテ、是ハ甚大人ヲ申上ゲル  
ノハ當ヲ得ナイカモ知レマセヌガ、西  
尾子爵ガ其ノ鍛錬馬競走ト云フ名ノ下ニ統  
一シタノデス、サウシテ出來タノガ今日出來テ  
居リマス、地方競馬ノ前身ト申シテ宜  
此ノ地方競馬ト云フモノヲ統一シタノ  
デス、サウシテ出來タノガ今日出來テ  
ス、松平伯ガ會長、吉岡陸軍中將ガ他  
ノ一人ノ副會長デス、是デ法律ヲ以テ  
シイノデス、ソレデ漸ク地方競馬ノ數  
ヲ少クシタ、是ハ法案ノ第三條ニアリ  
マス、「この法律により、競馬を行ふ  
競馬場の數は、北海道三箇所以内、都  
府縣各、一箇所以内である。」是ハモ  
ウ鍛錬中央會ノ場合ノ軍馬資源保護法

ト全然同じジデス、是が非常ニ大事ナ規  
定デス、先程讀ミシタ競馬制度ノ犯  
罪ト云フ本ニモ地方競馬場ハ百十三箇  
所ト書イテアリマス、其ノ競馬場ガ滔  
滔トシテ法ヲ無視シタ行爲ヲ致シテ居  
ツタト云フノデアリマスガ、其ノ法案  
ハソレヲ引括リマシテ、沖縄縣ヲ除キ  
マシテ一道一都二府四十二縣ニナリマ  
スカ、サウスルト今度集メマシテモ、  
五十二ナリマセヌ、五十二ナラナイ競  
馬場デ全部統制シヨウト云フノガ此ノ  
法案デス、サウシテ軍馬資源保護法ニ  
依リマシテ鍛錬競馬場ノ數ヲ減少統制  
スル爲ニドノ位政府ガ苦心シタコト云  
フコトガ、是ガ地方競馬改善ノ刮目ス  
ベキ歴史デアリマス、亂雑極ル地方競  
馬ガ出來マシタカラ、ソレヲ統一スル  
爲ニ日本競馬會ニ金ヲ出サシメテ、其  
ノ金ヲ以テ政府ハ鍛錬中央會ニ地方競  
馬ノ整理ヲ行ハシメタノデアリマス、  
サウシテ鍛錬中央會ノ事務ハ日本競馬  
會ニ移リ終戦ノ時迄維持シ來ツタノデ  
アリマス、處ガ、終戦ト同時ニ此ノ軍  
馬資源保護法ガ廢止サレタ、是ハ此ノ  
説明書ニアリマス、昭和二十年十一  
月ニ廢止セラレタ、ソコデ昨年ノ十一  
月以来今日迄ノ状況ガ、嘗ツチ困リ抜  
イタ昭和二年カラ昭和十四年ニ至ル迄  
ノ亂雑状態ガ今萌芽ヲ發シテ居ルノデ  
ス、一日措キマシタナラバ、今迄十二  
年間苦シミ抜イタコトガ、再ビ茲ニ滔  
滔トシテ日本全國ニ瀰漫セムトシテ居  
ラレテアリマス、ソコデドウシテ居ルノダカラ、一日モ早ク本法案ヲ成立  
セシムベキデアリマス、本法案ニハ軍  
馬資源保護法ノ規定ノ良イ所ガ皆集メ  
トハ能ク御了解ヲ願ツタコトト思ヒマ  
ス、サウ云フヤウナ状況デアリマスカ

ラ、ドウシテモ此ノ地方競馬法ト云フモ  
ニ付テハ、第三條ノ規定ニ重點ヲ置  
イテ、サウシテ之ヲ將來施行サレルコ  
トガ必要デアルト同時ニ、外ニ出來マ  
ス色々ナ競馬類似ノ施設ガアリマシタ  
場合ニハ、内務省トシマシテハ、地方  
長官ニ能ク御命令願ツテ、ソレヲ出來  
ルダケ嚴重ニ抑ヘテ戴カヌト、統制ア  
ル競馬ニ、害ヲ及スコトデアリマスカ  
ラ、其ノ點ハ十分内務政務次官ニ御願  
ヒ致シマス、司法政務次官ニモ御願ヒ  
致シマス、結局類似ノモノハ犯罪ヲス  
ルコトデアリマスカラ、犯罪ハ司法警  
察ニ押ヘテ戴キタイ、ソレハドウ云フ  
コトカト云フト、競馬場以外行フモ  
ノハ税金ヲ納メマセヌ、サウシテ開催  
者ニ對シテ何等ノ納付金モシナイノデ  
アリマスカラ、馬政ニチツトモ貢献シ  
ナイ、サウ云ノゼノガ横行スルト云フ  
コトハ非常ニ惡ニヨトデアリマスカ  
ラ、其ノ點ニ嚴重ニ取締ツテ戴キタイ  
ト云フコトヲ司法大臣、内務大臣ニ能  
ク御傳ヘラ願タイ、能ク其ノ點御了  
解願ヒタイト思フノデス、ソコデ第一條  
ヲ御覽願フト「馬事の振興を圖るた  
め、主務大臣の許可を受けて、この法律  
律により、競馬を行ふことができる。」  
ト云フコトニナツテ居リマス、馬事振  
興ノ爲ト云フノハ、此ノ規定デ申シマ  
スト、第十二條デス、第十一條ニ斯ウ云  
フコトガ書イテアル「競馬施行者は、  
主務大臣の認可を受けて、優勝馬栗の  
賣得金額の百分の二十五以内の金額  
を、自己の收入とすることができる。」  
此ノ百分ノ二十五ノ金デ、地方長官ト  
相談ヲシテ、地方廳オホ金ガ御入用デ  
アレバソレニ出ス、神奈川縣デハ今申  
シマシタ百四十萬圓以上ノ金ヲ色々ナ  
用途ニ御使ニナルコトガ出來ル譯デ

ス、此ノ主催者ハ、馬匹組合聯合會又ハ馬匹組合アリマスカラ、結局馬事振興ノ爲ニ使フ譯デス、是ハ私ノ團體デハゴザイマセカラ、幾ラ收得シテモ私ノ金ニハナリマセヌ、全部馬事振興ノ爲ニ使フ、是ハ御安心願ツテモ宜イノデス、問題ハ二十五ト云フコトガ宜イカドウカト云フコトガ要點ニナル譯デス、此ノ二十五ト云フノハ、成ルベク少イ方ガ宜イノデス、是ハ實ハ多年農林省ガ公認競馬ニ付テモ此ノ點ニ付テ競馬ニ對スル理解ガナインオデス、ソレハドウ云フコトカト云フト、此ノ賣得金ヲ多クスルト云フト、二十五モ、頭ヲ撥ネラレルノデアレバ閣取りガ行ハレマス、看屋ニ行クト云フト、賣得金ハ頭ヲ撥ネラレマセス、看屋ノ殖エル原因ハ此處ニアルノデ、開催者ガ頭ヲ撥ネルヨトヨ多クシチヤイカナイ、是ハ能クスウ云フコトヲ御考ヘ願付テハ斯ウ云フコトガアルノデス、ハナケレバナリマセヌガ、是ハ賭博開帳者ガ何故罪ガ重イカト云フコトニ二割頭ヲ撥ネマスト、アト八割ニナル譯デスネ、其ノ八割ヲ又賭ケルト、又其ノ中二割取ラレル、結局馬券ヲ買ヒニ行ク者ハ全部取ラレルコトニナル、サウスルト、取ラレマスト、新シイモノガ入ツテ來ル譯デスネ、其ノ新シイモノガ二割ヅ、順次ニ取ラレマシテ、結果全局部競馬開催ニ取ラレテシマフモノデス、ソレガ賭博開帳者ヲ罪ヲ重キシテニナルト、能ク御考ニナラナケレバソレヲ公ニ許スノデスカラ、宜イノデス、詰リ競馬ニ行ツタガ最後皆取ラレテシマフ、處ガソレガ悪意イカト云フコ

ベカラザルコトデアリマス、競馬ニ行  
ガ芝居ニ行ツタリ映畫ヲ觀ニ行ツタリ  
シテ家ニ金ヲ入場前ヨリモ多ク持ツテ  
歸ツタト言ヘバ、ソレハ搈摸デモヤラ  
ナケレバナラヌ、映畫ヲ觀タリ芝居ヲ  
觀タリスレバ持金ガ減ズルノガ當リ前  
デアリマス、殊ニ馬券ヲ買ツテ金ヲ儲  
ケテ歸ラフト云フノハ初メカラ間違ツ  
テ居ル、無クナルノハ當リ前デアル、  
ソコデ賭博開帳者ヲ罪ヲ重クスル所以  
ハソコニアル、ソレヲ自分ノ懷ニ入レ  
ルノデスカラ重ク罰スペキハ當然デア  
ル、ソコデ此ノ百分ノ二十五ヲ少クス  
ルト金ガ無クナル迄ニハ、永ク樂シメ  
ル譯デス、此ノ理窟デ言ツテ頭ヲ撥ネ  
テ開催者ノ收メル歩合金ヲ少クシナケ  
レバナラヌ、處ガ是ガ多クナルト面白ク  
ナイカラ「ファン」ハ來ナイ、結局少タ  
シタ方ガ澤山ノ人ニ澤山賣レル譯デス、  
農林省ハ財源トシテ競馬會ヨリノリ納付  
金ヲ多ク致サウト思フ時ニハ何時モ歩  
合ヲ殖ヤサウトルノデス、ソレガ大間  
違ヒデス、今迄ノ沿革ハ皆サウデス、非  
常ニ愚カナコトヲ歴代農林省ハヤツテ  
居ル、所謂賣得歩合金ヲ殖ヤスコトヲ  
以テ收入増加ヲ爲シ得ルコトナリト考  
ヘテ居ルノハ間違ヒデアリマス、枚數  
制限ヲ撤廢スレバ宜イ、ソレヲ撤廢ス  
レバ幾ラデモ殖エル、賣得歩合金ヲ、  
枚數制限ヲ撤廢スルト同時ニ減サナケ  
レバナラヌ、ソコデ私ニ農林政務次官  
ニ申シマスガ、若シ競馬法ヲ以テ地方  
競馬法ニ從ツテ改正案ヲ御出シニナル  
トスレバ賣得歩合金ヲ減サナケレバナ  
ラヌ、賣得歩合金ヲ其ノ儘ニシテ枚數  
制限ヲ撤廢スルト云フコトハ大間違ヒ  
ダ、枚數制限ヲ撤廢スル時ニハ賣得歩  
合金モ減サナケレバナラヌ、サウシナ

イト多ク賣レナイ、是ハ總テノ問題ニ  
共通スル問題デス、工業者ガ工業ノ生  
産ヲシマス時ニハ薄利多量生産ヲヤル  
ノデス、僅カナ利益デ、非常ニ澤山賣  
ツテ結局儲ケルト云ノハ是ハ工業ノ  
祕訣デス、商賣人ハ薄利多量賣ト云フコ  
トニナル、暴利ヲ貪ルト結局少シシカ  
賣レナイ、ソレデ競馬ニ付テモ競馬ハ  
何カト云フト、歩合金ヲ少クシナクチ  
ヤイカヌ、ソレデ私ハ斯ウ云フコトヲ  
言フ、少歩、歩合ヲ少クスル、少歩多  
賣ト云フコトニシナクチヤナラヌ、少  
歩多賣ト云フコトガ競馬經營ノ要諦デ  
アル、競馬法ニ斯ウ云フコトガアル、  
是ハ大政務次官ニ能ク御聽キヨ願ヒ  
マズ、歷代ノ農林省ガ政府納付金ヲ多  
クスルガ爲ニハ賣得歩合金ヲ減ヤセバ  
宜イト云アコトヲ繰返シ行ツテ來タノ  
デスカラ、ソレハ甚ダ宜シクナイ、今  
ノコトデ能ク御了解ダト思ヒマス、  
ソレハ競馬法ニ斯ウ云フコトガアルノ  
デス、競馬法ノ第九條ニ、「政府ニ納  
付スベキ金額ト賣得歩合金額トノ合計  
ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十五ヲ超ユルコ  
トヲ得ス」トアル、是ハ狹イ意味ノ賣  
得歩合金デス、サツキ申上ゲタ少歩ノ  
歩ト云ラノハ兩方入ツテ居ルノデス、  
元ハ百分ノ十一位シカ取ラナカツツ、  
政府ハドウ云フコトヲ致シタカト云ヘ  
バ、昭和十四年ノ法律第三十八號ニ斯  
ウ云フモノヲ出シテ居リマス、「競馬  
法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競馬  
會ガ政府ニ納付スベキ金額ハ同項ノ制  
限ニ拘ラズ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ十  
一・五以内ニ於テ命令ノ定ムル金額ト  
ス」其ノ次ニ「前項ノ規定ニ依ル政府  
ニ納付スベキ金額ト競馬法第九條ノ規  
定ニ依ル賣得歩合金額トノ合計ハ賣得

「本法ハ東大亞戰爭終了後其ノ翌年十二月三十一日ト云ノノダカラ本年ノ三十一日迄ノ譯デ、是ハ本年ノ十二月三十一日迄有效デス、競馬會ハ百分ノ十八ヲ取ツテ居ル、處ガ其ノ外ニ馬券稅ガアル譯デス、馬券稅ハ今度此ノ附則デ地方競馬ノ方ハ改正シマスガ、競馬會ノ納メテ居ルノハ馬券稅法ノ第三條ニアリマス百分ノ七ト云フコトニナツテ居ル、ソレデスカラ今ノ八十ト百分ノ七ヲ加ヘマスト、百分ノ二十五ニナル譯デス、其ノ百分ノ二十五ヲ眞似ラシテ此ノ法案デハ百分ノ二十五ト書イタ譯デス、此ノ百分ノ二十五ハ是亦大イニノ四ト云フコトニナツテ居ルカラ、百分ノ二十九ニナル譯デス、是ハ地方競馬法ガ二十五ト云フノハ大間違ヒデス、コソナコトハイケナイ、ソコデ衆議院ニ於ケル説明ニハ一般ニハ二十五迄ハ取りマセヌ、二十二シマスト云フコトヲ説明シテ居ル、是ハ初メカラ二十二シテ置カケレバナラヌ、モソト少シシテ宜イ、今申シマシタヤウニ少歩多賣主義ト云フモノカラ見テ根柢ガ間違ツテ居ル、ソレカラモウ一ツ此ノ際申上ゲマスガ、此ノ競馬ハ初メ第一條ニアル如ク、馬事振興ヲ圖ル爲ニ行フノデアリマスカラ、其ノ馬ヲ虐待シテハイケナイ、非常ニ合理的ノ競馬ヲ行ハナケレバナラヌ、馬ノ保護ノ爲ニスカラ正直ニヤラナケレバナラヌ、正シク直ナ競馬ヲ行ハナケレバナラヌ、八百長ヲヤルコトハイケナイ、八百長ヲヤツタナラバ馬券ガ賣レナイ、眞面

馬ヲ行フニハ正直ト云フコトガ要件デス、賭事ノ堂元ハ最モ正直デナケレバナラヌ、ソレガ要諦デアリマス、ソコデ此ノ競馬ト云フモノハ正直ニヤラナケレバイカヌト云フコトニナリマス、ソコ其ノツハ、八百長ハ禁ジナケレバナラヌ、モウ一つハ興奮薬ヲ飲マシテハイケナイ、茶ヲ飲マシタリ、「ビール」ヲ飲マシタリ、蝮ノ黒焼ヲ食ハシタリスル時ニ非常ニ馬ハ興奮スル、出走前ニ既ニ汗ヲ出シテ居ル、我々が眞面目ニ討論スル時ニ酒ヲ飲ンデハイケナイ、心靜力ニ行フベキデアル、ソレト同ジデアリマス、競馬ト云フモノハ正シク直ニ行ハナケレバナラヌ、ソレガ要諦デアリマス、是ハ「オネスティ」ト云フコトニナル、競馬ハ「オネスティ」デナケレバナラヌ、横道ニ入ルヤウデアリマスガ、「オネスティ・イズ・ゼ・ベスト・ボリシイ」ト云フコトガアリマス、處ガ「オネスティ」ト云フコトハ誠實ト云フコトハ違フ、誠ノ實ト云フコトヲ言ヒマスノハ、是ハ道德ノ方デ「ヴァーチューア」デス、正シク直ニヤルトトボリシイニナル、是ガ條理デアル、ダカラ競馬法ヲヤル者ハ何モ誠實ニヤズン」デアツチ、決シテ「ヴァーチューア」デヤナイ、ダカラ「オネスティ」ガ「ベスト・ボリシイ」ニナル、是ガ條理デアル、ダカラ競馬法ヲヤル者ハ何モ誠實ニヤツテ居ルノデヤナイ、道徳的ニヤツテ居ルコトデヤナイ、正シク行フト云フダケノモノデス、ソコデ話ハ横道ニ外レマスガソレガ故ニ「オネスティ」ト云フコトハ、是ハ或意味ニ於テ言フト政策的ナモノデアル、デスカラ「ベスト・ボリシイ」デス、ダカラ「フランス」入ガコウ言ツテ居ル、「スコットランド」ノ人ハ「オネスティ」ヲ「ベスト・ボリシ

人ハ「プロビ・エコセイズ」、「スコットランド」ノ正直ト言ツテ居リマス、  
「スコティッシュ・オネスティ」ト云フ譯  
デス「オネスティ・イズ・ベスト・ボ  
リシイ」ト云フノハ「スコットランド」  
ノ言葉デス、「スコットランド」ノ商人  
ガ死ニマス時ニ子供ヲ集メテ、ドウモ  
正直ニヤツタコトガ一番好イ「オネス  
ティ・イズ・ベスト・ボリシイ」ト云フコ  
トヲ話シタ、ソレガ元デス、ダカラ是  
ハ「スコッチ」正直ト謂ツテ宜イデセ  
ウ、競馬ヲスル者ハ「スコッチ」正直ヲ  
守ルベシ、斯ウ云フコトガ一ツノ要諦  
デス、ソコデサウ云フヤウナコトデ進  
ンデ參ツテ居ル競馬法アリマスルカ  
ラ、ドウゾ私ガ今申シマシタコトニ  
シ、内務省、司法省、農林省ノ皆政  
務次官アラレルカラ、是ハ大政治家  
デス、大政治家ハ唯文字ノ、法律ノ文  
字ヲヨコクリ回シテヤルヤウナ行政  
ハ、是ハサレナイ、世ノ中ニ政治的の解  
決ト云フガ如クデスネ、是ハ條理ぞ人  
情モ何モ加ツタ圓滿ナル解決ヲスルコ  
トガ、是ハ政治ノ要諦デアリマスカ  
ラ、地方競馬法ハスクノ如キ政治ノ要  
諦デ一ツ御施行願ヒタ、要點トスル  
所ハ今多ク申シマシタ、結局スル所ハ  
折角今度是ガ出来テ、五十二足リナイ  
競馬場デ緊張シタル所ノ競馬ヲ施行セ  
シメルコトニナルノアリマスカラ、  
ドウゾ此ノ競馬ヲ施行スル者ガ堅實ニ  
シテ戴キタイ、不堅實ナ者ハ地方長官  
デ警告シテ貰ヒタ、デ、眞面目二行  
ハセテ戴キタイ、サウシテ競馬類似ノ  
モノ、法ヲ潜ル者ヲ嚴重ニ取締ツテ戴  
キタイト云フコトガ目的ノ重點デア

司法ノ政務次官ニ御願ヒシマスガ、サ  
ウ云フ意味ニ於テ御覽願ヒタイ、ソコ  
デ斯ウ云フ問題ガアル、何ガ故ニ我々  
ハ此ノ馬ニソレ程力ヲ入レルカト云フ  
點、是ガ要點デス、元來ハ日本ノ農業  
政策ニハ馬ガナクテハ行キマセス、ソ  
レハ一番卑近ナ例ヲ申上ゲマスト、米  
ノ増産ヲ圖ル爲ニ考フベキコトニ貨馬  
制度ト云フモノガアル、是ハ能ク御承  
知デセウ、富山縣ナドハ馬ガ足リナ  
イ、ソレテ岐阜縣ヤ、長野縣ノ馬ヲ借  
リテ田ノ耕起ヲサセル、ソレハ牛デハ  
出來マセヌ、サウ云フコトニ依ツテ早  
場米ノ地方ガ早ク植付ガ出來ル、是  
ハ、飛驒ノ賃馬制度ト云フモノハ昔カ  
ラアルコトデス、今日富山縣ハ貸馬ニ  
依存シテ居ル農業經營デアリマス、東  
京モサウデス、東京モ矢張リ千葉、埼  
玉カラ馬ヲ借りリル、ソンナコトハ牛ニ  
ハアリマセヌ、ソレガナケレバ日本農  
業ハ成立チマセヌ、ソレカラモウ一ツ  
農業ノ一番苦シイコトハ田ノ草取りデ  
ス、炎天ニ四ツ這ヒニナツテ田ノ草ヲ  
取ツテ居ル、是ハ如何ニ日本ノ農業ト  
云フモノガ勞苦ヲ重ネテ居ルモノデア  
ルカト云フコトガ分ル、何トカシテソ  
レヲ脱却セヌトイカヌ、四ツ這ヒニナ  
ツテ居ルト云フコトハ、是ハ私ハ或意  
味ニ於テ人間ガ家畜ノ形ヲシテ働イテ  
居ルノダト思フ、ソンナコトハ見ルニ  
ハナケレバナラヌ、草取りト云ヒマス  
ケレドモ、アレハ中耕除草ナノデ  
ス、除草スルト同時ニ泥ヲ搔キ廻  
スノデス、唯草ヲ取ツテ居ルノ  
デヤナイ、中耕ヲ行ツテ居ルノデス、  
ソコデ馬耕ヲシマスト馬ノ通ル所ヲ廣  
クスル、他ハ狹クスル、ソレデ鋤デヤ

是ハ大政務次官ガ除草ダケデハト云  
フコトデ議論シテ居ラレマス、田ノ草  
取リト云フノハ中耕ガ大事ナンデス、  
中耕スレバ草モ引ツ返ル、テ除草ト  
中耕ト兩方行フ、サウベルト肥料ノ效  
果ガ、肥效ト云フモノガ増加スル、殊  
ニ日本ハ酸性土壤ガ非常ニ多イ所デス  
カラ、ソコデ片方ニハ厩肥ガ必要ナノ  
デス、酸性土壤ヲ緩和スル爲ニ、無機  
質肥料ヲ緩和スル爲ニハ厩肥ガ非常ニ  
必要ナノデス、厩肥ト云フト牛馬ニア  
ル、特ニ馬ノ必要ナノハ、是ハ東北デ  
ハ馬ノ温イ温性厩肥デナケレバナラナ  
イ、牛ハ冷性厩肥デス、ソレデ東京ノ  
直グ側ニ東京農業大學ト云フモノガア  
ル、馬糞ダケデ離ヲ解シテ居ル、是ハ  
普通ナラ「ランプ」デ行フノデスネ、處  
ガ、農業大學ニ行ケバ馬糞ダケデス、  
ソレダケノ熱ヲ持ツテ居ル、ダカラ冷  
ル、馬糞ダケデ離ヲ解シテ居ル、日本ノ  
害地ニハドウシテモ馬ガ要ル、日本ノ  
農業ノ豊國ノ左右スルモノハ東北デ  
ス、東北、北海道デ凶作ノ時ニハ日本  
ハ凶作トナル、アスコガ豊作デアレバ  
日本ハ豊作ニナルト云フノデスカラ、  
米作ノ鍬ヲ握ツテ居ルモノハ東北、北  
海道デアツチ、ソレハ又馬ノ厩肥デ維  
持シテ居ルト云フコトヲ御考ニナレ  
バ、馬ガ如何ニ大切デアルカト云フコ  
トガ能ク御分リダラウト思フ、ソレノ  
ミナラズ馬ガ非常ニ大切デアルコト  
ハ人間ニ使フ血清ナシカデモ馬ニ依ラナ  
ケレバナラヌ、只今日本ハ結構退治ヲ  
行ハナケレバナラヌガ、其ノ結構退治  
ハ牛デハイケナイ、牛ニハ結構ガア  
ル、「ツベルクリン」反應ト云フノガア  
ルデセウ、馬ニハ結構ハナイ、ソレハ  
馬ニハ其ノ乳カラ作りマス「クミス菌  
ト云フノガアルノデスネ、乳ヲ酸性化

アル、此ノ「クミス」酸ト云フモノガ乳ノ中ニ  
ルト云フコトハ既ニ「ソヴィエト」聯邦  
デ行ツテ居ルコトデス、「ハルビン」テ  
モ行ツテ居リマス、「ソヴィエト」聯邦  
ニ於ケル結核療養所ハ馬ノ乳デ行ツテ  
居ル、サウ云フコトヲ研究シテ戴キタ  
ノデ、大石政務次官ノ息子サンガ、東  
北帝大ノ醫學博士デス、大石サンニサ  
ウ言ツタノデス、息子サンガ馬ノ方ニ  
ナラヌ、ソレニハ色々ナ例ガアル、毎  
日結核患者ニ四合ツ、馬ノ乳ヲ飲マセ  
ス」菌デ日本ノ結核ヲ退治シナケレバ  
ナラヌ、ソレニハ色々ナ例ガアル、毎  
日結核ガ癒ツタト云フ例ガアル、斯ク  
ノ如ク非常ニ重大ナルコトガ馬ニ付テ  
滑ンデ居ルト云フコトヲ、私共馬ニ平  
常關係シテ居ル者ハ思ツテ居リマス、  
何トカシテ馬ヲ出來ルダケ活用シナケ  
レバナラヌト云フ強イ信念ノ下ニ私ハ  
言フノデス、處ガ、歷代ノ大藏省ハ馬ニ  
關スル豫算ヲナカノヽ認メナイノア  
ス、ソコデ已ムヲ得ズ出來タノガ競馬  
法ニ依ル納付金デス、競馬法デ收得歩  
合金ト云フノガアルデセウ、アレハ馬  
ニ使ツテ居ルノカト思ツタラ、其ノ收  
得歩合金ハ其ノ儘一般會計ニ出テ居  
ル、ソレデ私ハ農林省ニ在職シテ居ル  
時ニ、競馬ノ收得金ハ總チ馬事ニ使ツ  
テ戴キタイト云フコトヲ競馬法ノ改正  
案デ申シ出デタ、處ガ、サウ云フコト  
ハ出來ナイト大藏省ハ中サレマシタ、  
ソレハ競馬ニ依リ政府ヘノ納付金額ハ  
決算ヲ見ナケレバ分ラナイ、決算ヲ見  
テカラ後ニ馬事ニ使フト云フヨリ外ハ  
ナイ、決算ハ翌々年ニ分ルト云フノデ  
アルカラ、今ソシナコトハ出來ナイ、  
出來ナイト云フノデ閣議デ潰レテシマ

ツタ、其ノ時ノ大藏大臣ハ井上準之助  
サンデシタ、私ハ馬ノ金ヲ馬ニ使フコ  
トハ出來ナイ譯ハナイ、サウスルト太  
藏大臣曰ク、北海道ノ拓殖費ガ北海道  
ニ於ケル收入金ヲ北海道拓殖ノ爲ニ使  
フトイコトヲ閣議決定テ決ツテ居ル  
ノダカラ、ソレト同ジヤウニシタラド  
ウカ、特ニ法律ニスル必要ハナイ、サ  
ウ閣議テ決定スレバ宜カラウト  
云フノデス、其ノ時私ハ農林次官  
デ大臣ハ町田山サンデシタガ、閣議  
カラ歸ツテ來ラレア、政府委員室ニ斯  
ウ云フコトニナツカラ君ノ意見ハ通  
ラヌヨト云フ譯デス、ソレデ私ハドウ  
云フ譯デスカ何ヒマスト言シテ、大臣  
ニ參リマシタ、處ガマダ閣僚ガ殘ツテ  
居ラレタ、文部大臣田中隆三サンニ何  
故出來ナイノカ聽キマシタ處ガ、ソレハ  
大藏大臣モドウモイカヌト言ハレル、  
ソレカラ閑僚ノ中ニハ江木瀬サント云  
フ法學博士ガ居ラレル、ソレハ法律士  
カラ見テモイケナイ、井上サンハ財政  
ノ大家デスガ、財政上カラ見テモイカ  
ナイト言ハレタノコトデアリマシタ  
タ、私ハ決算デハナク豫算デ考ヘて居  
ルノデアルト申シマシタ、私ハ町田大  
臣ノ御許シヲ得テ、三河豪ノ大藏大臣  
ノ私邸ニホツタ、大臣ニ私ハ豫算ニ行  
ツタラ宜イデハアリマセカ、片ツ方  
デ競馬收入ト云フ豫算ヲ政府ガ計上ス  
ル、ソレニ對シ、片ツ方農林省ノ馬事  
ノ支出豫算ヲ組ンダラ宜イデハナイ  
マシタ、然ルニ大藏省ノ政務次官ハ小  
川郷太郎君、主計課長ノ賀屋君、次官  
ガ確カ河田君、法制局長官ハ川崎吉  
君、今國務大臣ヲシテ居ラル、森義君

所謂公認競馬ト地方競馬トガ不均衡ニナリマスカラ、ソレハ速カニ出シテ、今ノ枚數制限ノ撤廢テスガ、其ノ時ニ併セテ考ヘテ戴カナケレバナラヌノハ競馬法施行者ノ收入歩合金ノコトデス、法案第十一條ノ規定テス、此ノ地方競馬法案ノ出来ル時ニ私ハ二十デナケレバイカスト云フコトヲ申シテ居ツタ、衆議院ノ方デ二十五ニ致シマシタ、先程言ツタヤウニ申譯ヲシテ居リマス、二十五ハ殆ド使ハナイ、是ハ農林省ニ御願ヒシマスガ、地方競馬ハ農林大臣ノ監督ノ下ニヤルノデアリマスガ、歩合金ニ付テ十分御考慮ヲ願ヒマス、サウ云フ趣旨デ御質問スル譯デアリマスカテ、何カ私ノ意見ニ付テ御教ヲ戴ケルコトガアリマスレバ、御答ヲ願ヒタイ、是ガ私ノ質問ノ要點デアリマス

考へテ居リマス、其ノ積リデ進ミマス

カラ、何卒御了承ヲ願ヒマス

○政府委員(世耕弘一君)内務當局ト致シ

シマシテ一應御答へ致シタイト思ヒマス、各方面ニ互ツテ御高説ヲ拜聴致シ

マシタノデスガ、至極御尤モト存ジ上ダマス、終戦後ニ於テ特ニ地方競馬

ガ相々無駄道ナ形ニ於テ行ハレテ居ルト云フコトモ御指摘ノ通りダト存ジマス、幸ニ近ク地方競馬法ノ成立スル運

ビトナリマシタ場合ニハ、只今御趣旨ヲ體シマシテ十分取締ヲ致シタイ、

斯様ニ考へテ居リマス、只今御質問ニ御答へ致シタ次第ニアリマス

○松村眞一郎君 司法政務次官、内務

政務次官ガ態、御縁合セ御出席ヲ戴キ

マシテ、又御丁寧ナ御陳述ヲ得マシタコトハ、此ノ委員會トシテモ喜ビデア

ラウト存ジマス、私ニ取リマシテハ非

常ニ感謝ノ意ヲ深クスルモノデアリマス、厚ク御禮ヲ申上ダマス

○政府委員(大石倫治君) 松村サンノ

御説ハ誠ニ傾聴ニ價スルコト勿論デア

リマス、農林省ニ對シマシテ此ノ競馬法ノ抜

コトガ最モ適正デアルト思ヒマス

○委員長(子爵西尾忠方君) 他ニ御質

疑ガゴザイマセウカ、ゴザイマセヌケレバ、御詔ヲ致シマスガ、委員外ヨリ

質問ノ御通告ガゴザイマス、小原男爵差支アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵西尾忠方君) 御異議ナ

イト認メマス、小原男爵

○委員外議員(小原謙太郎君) 競馬ノ

コトニ付キマシテハ先般ノ生活保護法

ノ時ニ少シ觸レテ置キマシタガ、今日

ハモウ少し根本のナ問題ニ付テ伺ヒタ

イト思ヒマス、自分ハ現行競馬法ヲニ

本建アテ行ク必要ハアリ得ナイシ、現

行競馬法、日本競馬會ハ其ノ軍事的性

質ノ點カラ見マシテモ、非民主的ナ獨

ナモノニ改造スペキモノダト云フ意見

ヲ持ツテ居ルモノアリマスガ、此ノ見

地カラ現行競馬法ヲ何故ニ存置スル必

要ガアルカト云フ點ニ付テ御尋不致シ

タイノアリマス、現行競馬法制定ノ

動機ガ抑シ第一ニ軍事目的ヲ主眼トス

ルモノアツタコトハ何人モ疑フ餘地

ガナイト存ジマス、現行競馬法ハ

ノ反対ヲ押切ツタ理由ハ、日露戰爭以

來軍馬ノ充實改良ヲ心掛ケテ來タ陸軍

ハ馬政局ヲ設ケテ大イニ之ニ意ヲ用ヒ

テ來マシタガ、今ヤ軍備縮小ノ爲ニ軍

馬方面ニ軍カラ多額ノ費用ヲ割クコト

ハ出來ナイ、就チハ馬券デモ賣ツテ其

ノ収益デ馬ノ改良方面ヲ貯フコトニシ

タイト云ノガ、其ノ根本理由デアツ

明ノ要ハナイ程明瞭アリマスガ、此

ノ軍事目的性ヲ更ニ強化シタモノハ

昭和十一年ノ競馬法ノ創制的ナ大改

正、又之ニ依ル日本競馬會ノ設立ア

リマスガ、凡ソ軍國主義ヲ建前トシ

本體主義ヲ根軸トセザル平和主義國

家、民主主義國家ニ、競馬ノ獨占機關

ナドト云フモノガ存在スベキ謂レガナ

イト云フ反對的解釋説明ニ依ツテ、今

ノ日本競馬會ノ軍事目的性、非民主主

義性ハ十分ニ明ラカニセラレルト思ヒ

マスガ、其ノヤツテ來タコトハ何デア

リマシタカ、勿論日本ノ政治經濟社會

一般ガサウデアツタノアリマスガ、

滿洲事變カラ引續イテノ支那事變、日

本ガ所謂國家總動員勢ヲ目指シテ、

國家機構全體ヲ軍事目的本位ニ編成替

シタ時ニ、眞光ニ採上ダラレタノガ日

本ノ馬政アリマスガ、競馬法ノ大改

正アリマス、日本競馬會ノ設立ア

ツタノアリマス、一言ニシテ言ヘバ

日本競馬會ナルモノハ、軍事目的ノ爲

ニ生レ、軍人目的ニ終始シテ來タ機關

不祥事迄起シテ居ルノアリマスガ、此

ガ、昭和十五年七月、此ノ時ハマダ米

英ニ開戦ヲ宣スルヨリモ一年半モ前ノ

コトデアリマスガ、何ヲ血迷ツタモ

ノカ、日本ノ競馬ハ軍馬ト關係ガアル、

就テハ國際關係緊迫ノ際、外國人方競

馬關係團體ノ役員ノ地位ニ居ルノハ都

合ガ惡イカラ辭ヌテ吳レト言ツテ、日

本ノ競馬社會カラ米英人、其ノ他ノ外

國人ヲ全部追ツ拂ツテシマツタコトデ

アリマス、最近出版サレタ野村吉三郎

大將ノ「アメリカニ使シテ」ト云フ同

大使ノ日米交渉ニ關スル記録ヲ見マス

ト、日本ノ上下ガ當時國際關係ニ對シ

テドンナ氣持テ居タカト云フコトガ分

ルト思ヒマスガ、此ノ本ニ依ルト、當時

日本ノ上層部ガ如何ニ細心ノ注意ヲ拂

ツテ、對米英外交調節ニ苦心シテ居タカ

ガ分リマス、從ツテ民間個人ニ關スル問

題ノ如キモ、「アメリカ側ニ於テモ努

メテ日本ノ氣持ヲ刺殺シナイヤウニ努

力シテ居タコト云フ記載ガ隨處ニ發見セ

ラレマス、又當時ノ國內ノ情況ヲ振返

リマセウカ、之ヲ平和主義的ナモノニ切

替ヘレバ差支ナイト云フヤウナ安易ナ

考テ居ル人モ居ルカモ知レマセヌガ、

ソレデハ將來ハドウナツタ所デ、過去十

年間ノ戰爭責任ハドウナルノカ、正真正

銘ノ軍事協力專門機關アツタモノヲ

其ノ儘ニシテ置イテ、何時迄モ通ルヤ

ウナ廿イ時代デハナイト思ヒマス、假

令之ヲ現内閣ガ何トカシマシテ濟マシ

テ置イタトシテモ、何時カノ機會ニハ

必ズ此ノ機關ノ正體、此ノ法律ノ目的

ハ明カニサレマス、日本政府ガ祕シテ

置ケバ、何時カノ時期ニ必ズ占領軍ニ

テ狼狽スル時ハ醜態アリマス、日本

ノ信用ヲ高メルモノアリマセヌ、

又日本ノ民主主義化ヲ早メルモノアリマセス、競馬關係法規ノ審議ニ當

テアリマセス、馬政國策、日內地馬政計畫、而シ

タル馬政國策、日內地馬政計畫、而シ

テ國家總動員法ノ姊妹法アル所ノ種

馬統制法、此ノ三ツノモノガ敗戦後ノ

今日、一切ノ戰力ト袂別シタ今日デモ、

未ダニ廢止モセラレズニ殘ツテ居ルヤ

ウデアリマスガ、日本競馬會ガ其ノ設

シテ

モ、平時ニ於キマシテモ必要デアル、  
ヲ拋棄シ、軍事關係ガ無クナツタ致シ  
マシテモ、馬ノ重要性ニハ變リハナイ  
ノデゴザイマス、第一次馬政計畫ニ於  
テ、内地馬政ノ計畫ハ百五十萬頭ノ馬  
ヲ國內ニコ養育成スル、斯ウ云フ建前  
カラ日本ノ國民ノ生活上ニ於ケル所ノ  
耕地ト睨ミ合セマシテ、又其ノ百五十  
萬頭ノ馬ヲ育成飼養致シマスル農家或  
ハ耕作地其ノ他ノ部面トノ程度ガ計畫  
ノ中ニ加ヘラレテ居ルノデアリマス、  
又生産部面ニ於キマシテモ、此ノ百五  
十萬頭ノ馬ヲ年々消費補充ヲ致ス生産  
力ト云フヤウナモノ考ヘラレテ出マ  
シタノデアリマス、戰爭中デスラモ馬  
ノ需要ハ全馬數ノ幾割カニ止シテ居リ  
マシテ、大部分ハ農耕及ビ曳曳等ニ仕  
向ケラレテ居ルノデアリマシテ、今日  
戰ヒガ終ツタ、總テガ戰爭ヲ拋棄シテ  
平和ノ日本ノ再建スルノダト云フ場合  
ニ於キマシテモ、益ミ馬ノ重要性ハ加  
シテ參リマシテ、殊ニ食糧生產、耕地  
ノ狹イ所ニ非常ニ多イ所ノ人口ヲ包  
容セネバナラヌ問題ハ益ミ耕地ノ擴  
張トモナリ、食糧ノ増產トモナルノ  
デアリマシテ、此ノ食糧ノ増產ト耕  
地ノ擴張トニ對應致シマシテ、嘗ツ  
テ第一次馬政計畫、第二次馬政計畫  
ニ於テ適當ト見ラレテ居リマシタ百五  
十萬頭ハ尙不足ヲ告ゲルト云フヤウナ  
コトデゴザイマスルカラ、戰時ニ於  
キマシテ、又アノ軍備ノ盛ナル時代ニ  
於キマシテスラ百五十萬頭デ適當ト思  
ウタノガ、今日ハ更ニ耕地ノ擴張百五  
十萬町歩モ植ヤサウト云フコトニナリ  
マスルト、ドウシテモ肥料ノ供給、勞  
力ノ整備、色々ノ部面カラ馬ノ必要ガ  
益々加ツテ參ルノデアリマス、日本競

馬會ハノ必要ナル馬、即チ農耕馬耳シテ、總ジテ之ヲ産業馬ト稱ヘマスルガ、全ク戰爭ヤ軍事ニ何等ノ、微塵ノ關係モナイ馬ノ生産、貢成、飼育等サウ云フヤウナ場合ニ於キシテ相當馬ノ素質デアリマシテモ、現在軍馬中心ニ獎勵ヲ受ケマシタ馬ノ今日ノ體格、體高、能力、育成上ノ難易ト云フヤウナ關係ガ、必ズシモ今ノ産業馬トシテ適當ナモノバカリデハナインデアリマシテ、漸次之ヲ適當ナル生産、農耕、範曳ノ馬ニ改メテ行カネバナリマセヌ、ソレニハ矢張リ其ノ基本トナル所ノモノハ種牡馬、種牝馬デアリマス、此ノ適當ナル種牡馬、種牝馬ノ能力ヲ能ク検定シ、ドウ云フモノヲ種付シ、ドウ云フモノヲ生マシ、ドウ云フ風ニ育成シテ行クカト云フコトニウ云フ、此ノ適當ナル役割ヲ持ツト云フコトニナルノデアリマシテ、之ヲ存在セシムモノダト云フヤウナコトハ、今日ニ於ケ会ガ重要ナル役割ヲ持ツト云フコトニテハ考ヘル必要ハナインデアリマス、又斯様ナ建設前デ之ガ存置ヲ認メテ居ルコトハ軍事的、軍國的ノ色彩ヲ持ツムモノダト云フヤウナコトハ、今日ニ於ケ会ガ重要ナル役割ヲ持ツト云フコトニテハ考ヘル必要ハナインデアリマスガ、今回此ノ地方競馬會ニ付キマシテハ、近キ将来ニ於キシテ根本的ニ、只今申上ゲマシタ根本改正ニ付キニ非常ナ達ヒノアル點タケハ此ノ機會ノ機構、或ハ競馬法ノツレニ伴フ改正ノデアリマスガ、今回此ノ地方競馬會ニ付キマシテハ、更ニ調査研究ヲ進メマシテ、近キ機會ニ於テ之ヲ提案致シタイ、斯様ナ政府ノ考ヘ方デゴザイマス

○委員外隣県(男爵小原謙太郎君)　ド  
ウモ有難ウゴザイマシタ、地方競馬法  
ガ出マシタ理由トカ、又急イデ居ラ  
ル譯ハ能ク分ツテ居リマスノデ、之ニ  
對シテ今言フノデハアリマセヌケレド  
モ、又此處デ色々カイコトヲ申上  
ゲルノニ、急ダツタモノデマダ材料モ  
十分揃ツテ居リマセヌシ、又議論ナス  
ルコトモネイト思ヒマスケレドモ、今  
度根本的ニ出マス時ニ能ク其ノ點ヲ御  
考ヘドサツテ、シツカリ根本的ニ御改  
革願ヒタイト思ヒマス、ドウモ有難ウ  
ゴザイマシタ

ト云フモノガ制定サレタノアリマシテ、ソレカラ二十數年間競馬法ハ、所謂原原種ヲ拵ヘルト云フコトガ第一點、其ノ外一般馬事ノ振興ト云トコトガ、主ニナツテ居リマスガ、此ノ二十數年間ノ歲月ヲ費シ、我々同志ト共ニ、サウ云フ競馬法ト云フモノガ制定サレタノアリマシテ、ソレカラ二十數年間競馬法ハ、所謂原原種ヲ拵ヘルト云フコトガ第一點、其ノ外一般馬事ノ振興ト云トコトガ、此ノ二十數年間ニ於テ、外國ニ依存セズシテ日本デ「サラブレット」ト云フ原原種ヲ拵ヘタト云フコトハ、即チ競馬法ニ依ツテサウ云フコトガ出來タノデアリマス、今日盛ニ立派ナ、詰リ日本ノ氣候、風土ニ馴レタ「サラブレット」原種ト云フモノガ出來タノガ即チソレガ爲デアリマス、是ハ日本競馬法ト云フモノノ功績ノ一ツダラウト思ヒマス、又一ツニハ一般馬事ニ對スル、即チ收益ヲ擧ゲテ馬事ノ振興ヲ圖ルト云フコトデアリマス、昭和十八年ノ競馬ノ停止迄ニ、競馬法ガ出來テ以來ノ政府デ收メシタ收入ハ約三億ニ近イ、即チ貨幣ノ價値ノ尊イ時代ニ於テ約三億ニ達スル金ヲ一般馬事ノ振興ニ向ケラレタノデゴザイマス、細カク申上ゲマスレバ實際ガナイデスカラ、極ク簡単ニ、此ノ二ツガ競馬法ニ依ツテ馬事ニ關シテ非常ナ成績ヲ擧ゲタ譯デアリマス、故ニ此ノ地方競馬法案ガ出来マスレバ、矢張リ同一ニ馬事ノ振興ニ對シテ好成績ヲ擧ゲルモノト云ハキイ都會ニ於テ、即チ人ノ集散ノ激シイ所ニ於テ、ドウシテモ收入ガ多イノニアリマス、賣上ゲガ多イノニアリマス、馬ノ生産地トカ、不便ナ

地ニ如何ニ競馬ヲ獎賞シテモ收入ガ餘所ノ都會デ上ゲタ金ヲ、上ラナイ所ノ馬產方面ニ過ク金ヲ分配シテ、馬事ノ振興ヲ圖ゾテ戴キタイト云ノコトガ私ノ希望スル第一デアリマス、ソレカラ第二ニハ、モウは堀ニ松村委員カラ取締上付テ懇々希望ガアリマシテ、御答辯ガアリマシタカラ私ハ之ヲ敢テ申シマセヌ、唯モウ一ツ御願ヒシテ置キタイノハ、競馬ハ非常ニ簡単ナヤウデ、非常ニ困難ナ仕事デアリマスカラ、ドウカ各地ニ於テ之ニ當ラレル方ハ、適當ナ方ヲ配置サレヤラウニ、御當局ニ於テサウ云フ點ヲ十分ニ一ツ賞成スルモノアリマス○侯爵四條隆徳君馬ノ重要性ニ付キ安田委員カラ御述ニナリマシ所ト同様ナ考テゴザイマス、唯本案ノ特徵ト執行スルノ可否ニ付キマシテモ、只今リマス、以上ヲ以チマシテ私ハ本案ニ質成スルモノアリマス○

スルコトニ付テモ、私ハ異議ノナイ所

ト考ヘマス、唯此ノ運用ノ問題デアリ  
マスガ、地方競馬ハ我ガ國ノ半血種馬  
ニ對スル獎勵ト云フコトヲ強調サレテ

居リマスガ、從來ノ如キ指導ノ方法デ

アレバ、當然之ニハ公認競馬ニ於ケル

所ノ勝チ味ノナイ比較的輕イ馬ガ走ル

ト云フ状況ニナルト考ヘマス、仍テ今

後左様ナ技術的ノ點ヲ篤ト御指導願フ

ト云フコトヲ希望致シマシテ、本案全

部ニ贊成ヲ致ス次第デアリマス

○委員長(子爵西尾忠方君) 別ニ他ニ  
御發議ガナケレバ、討論ヲ終結致シマ

シテ、採決ニ移リタイト思ヒマスガ、

御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○委員長(子爵西尾忠方君) 御異議ナ  
イト認メマス、是ニテ委員會ヲ終了致  
シマス

出席者左ノ如シ  
委員長 子爵西尾 忠方君  
副委員長 男爵 三須 精一君  
委員 侯爵 四條 隆徳君  
伯爵 南部 利英君  
子爵 北小路三郎君  
男爵 德川 誠君  
男爵 斯波 正夫君  
安田 伊左衛門君  
瀧川 儀作君  
有馬忠三郎君  
信君

午後三時十六分散會

### 政府委員

内務政務次官

内務參與官

大藏事務官

司法政務次官

農林政務次官

農林事務官

前尾繁三郎君

古島義英君

大石倫治君

難波理平君

世耕弘一君

桂作藏君

福田赳夫君

前尾繁三郎君

古島義英君

大石倫治君

難波理平君

昭和二十一年十月十一日印刷

昭和二十一年十月十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印 刷 局